

熊本県公報

第 1 1 6 0 9 号
平成 19 年 10 月 12 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則	(住 宅 課) 1
○平成 19 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領	(財 政 課) 6
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 28
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 28
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定	(障害者支援総室) 28
○都市計画下水道事業の認可変更 (熊本公共下水道)	(下水環境課) 28
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 29
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 30
公 告	
○宅地建物取引業法の規定に基づく行政処分	(建 築 課) 30
○ " "	(") 30
○肥料登録	(農業技術課) 30
○八代都市計画用途地域 (八代市) の変更	(都市計画課) 31
○八代都市計画特別用途地区 (八代市) の決定	(") 31
○鏡都市計画用途地域 (八代市) の変更	(") 31
○鏡都市計画特別用途地区 (八代市) の変更	(") 31
○航空機騒音測定機器等の調達に係る一般競争入札の落札者決定	(管理調達課) 31
○蒸留水採取装置の一般競争入札の実施	(") 32
○県有林立木公売	(森林整備課) 34
○熊本県荒尾・玉名地域雇用開発計画	(労働雇用総室) 35
○熊本県宇城地域雇用開発計画	(") 40
○熊本県八代地域雇用開発計画	(") 44
○熊本県水俣・芦北地域雇用開発計画	(") 49
○熊本県球磨地域雇用開発計画	(") 53
○熊本県天草地域雇用開発計画	(") 58
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 63
○ " "	(") 63
○開発行為工事完了	(建 築 課) 64
登 載 依 頼	
○第 3 回「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針」検討委員会	(交通・くらし安全課) 64
○先導的教育情報化推進事業に係る県立学校の校務情報化実施計画策定業務	(教育政策課) 64
○平成 19 年度第 1 回熊本県産業教育審議会の開催	(高校教育課) 66
○「熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域」の一部改正	(警察本部地域課) 67
正 誤	
○平成 19 年 8 月 22 日付け熊本県公報第 11590 号中	(商工政策課) 67

規 則

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 55 号

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則
熊本県営住宅管理規則 (平成 9 年熊本県規則第 57 号) の一部を次のように改正する。
第 20 条中「第 12 条まで、第 13 条第 1 項第 1 号及び第 4 号、同条第 2 項及び第 3 項、第 14 条並びに」を「第 14 条まで及び」に改める。
別記第 1 号様式中「あるときは、」の次に「この申込みを」を加え、同様式 (注) に次

のように加える。

6 申込者及び同居親族の中に暴力団員がいる場合は、入居できません。

7 申込者及び同居親族が暴力団員であるか否かを確認するため、警察に照会する場合があります。

別記第16号様式及び別記第17号様式を次のように改める。

別記第16号様式(第13条関係)

同居承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

(申請者)

住所

住宅名 団地 棟 号

氏名 印

電話番号 () -

次のとおり同居の承認を受けたいので、申請します。

なお、この申請書に虚偽があるときは、この申請を無効とされても異議を申しません。

同居させようとする者	入居者との 続柄	フリガナ	生年月日	勤務先の名称 勤務先の電話番号
		氏名	(年齢)	
			年 月 日 (歳)	() -
			年 月 日 (歳)	() -
			年 月 日 (歳)	() -
			年 月 日 (歳)	() -

現在の入居者及び同居者	続柄	フリガナ	年齢	備考	続柄	フリガナ	年齢	備考
		氏名				氏名		
本人								
理由								

- 備考
- 1 申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 入居者、同居者及び同居させようとする者全員の住民票及び所得証明書、入居者と同居させようとする者との続柄を証明する書類（戸籍謄本等）、収入認定に対する意見申出書（別記第8号様式）、その他必要な書類を添付してください。
 - 3 要件に該当しない場合は同居承認できませんので、要件を御確認のうえ申請してください。
 - 4 同居させようとする者が、暴力団員である場合は、承認できません。
 - 5 同居させようとする者が暴力団員であるか否かを確認するため、警察に照会する場合があります。

別記第 17 号様式(第 13 条関係)

入居承継承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

(申請者)

住所

住宅名 団地 棟 号

氏名 印

電話番号 () -

次のとおり入居の承継の承認を受けたいので、申請します。

なお、この申請書に虚偽があるときは、この申請を無効とされても異議を申しません。

従前の入居者の氏名	
-----------	--

	従前の入居者との続柄	フリガナ	生年月日	勤務先の名称
		氏名	(年齢)	勤務先の電話番号
申請者			年 月 日 (歳)	() -
			年 月 日 (歳)	() -
同居者			年 月 日 (歳)	() -
			年 月 日 (歳)	() -
			年 月 日 (歳)	() -
			年 月 日 (歳)	() -
			年 月 日 (歳)	() -
理由				

備考 1 申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 申請者及び同居者全員の住民票及び所得証明書、申請者と従前の入居者との続柄を証明する書類(戸籍謄本等)、収入認定に対する意見申出書(別記第 8 号様式)、その他必要な書類を添付してください。

3 要件に該当しない場合は入居の承継の承認はできませんので、要件を御確認のうえ申請してください。

4 入居の承継を受けようとする者が、暴力団員である場合は、承認できませんので住宅を明け渡していただくことになります。

5 入居の承継を受けようとする者が暴力団員であるか否かを確認するため、警察に照会する場合があります。

別記第 23 号様式を次のように改める。

別記第23号様式(第17条関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写真</p> </div>	第 号
	年 月 日交付
	職名
	氏名
	年 月 日生
<p>県営住宅立入検査員証</p>	
<p>熊本県知事 印</p>	

(裏)

熊本県営住宅条例(抜粋)
 (住宅の検査)
 第 2 6 条 入居者は、当該県営住宅を明け渡そうとするときは、10 日前までに知事に届け出て、知事の指定する者の検査を受けなければならない。
 2 第 1 9 条第 2 項又は第 3 項に規定する原状回復又は撤去は、前項の検査までに行わなければならない。
 (立入検査)
 第 3 4 条 県営住宅の管理上必要があると認めるときは、知事の指定した者に県営住宅の検査をさせ又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
 2 前項の検査において現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
 3 第 1 項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

縦 6 センチメートル
横 9 センチメートル

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 865 号

平成 19 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成 19 年 9 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成19年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

平成19年度熊本県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,107,128千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ742,141,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	7,993,596	△ 406,835	7,586,761
	1 分担金	804,780	6,000	810,780
	2 負担金	7,188,816	△ 412,835	6,775,981
2	国庫支出金	103,273,745	6,254,705	109,528,450
	1 国庫負担金	35,162,745	2,560,225	37,722,970
	2 国庫補助金	64,865,330	3,631,219	68,496,549
	3 国庫委託金	3,245,670	63,261	3,308,931
3	繰入金	47,479,195	770,417	48,249,612
	1 特別会計繰入金	1,907,700	273,400	2,181,100
	2 基金繰入金	45,571,495	497,017	46,068,512
4	繰越金	88,785	543,558	632,343
	1 繰越金	88,785	543,558	632,343
5	諸収入	39,270,936	46,783	39,317,719
	1 受託事業収入	1,783,302	19,380	1,802,682

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 雑 入	7,694,309	27,403	7,721,712
6 県 債		95,820,000	1,898,500	97,718,500
	1 県 債	95,820,000	1,898,500	97,718,500
歳 入 合 計		733,034,861	9,107,128	742,141,989

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	34,318,908	646,808	34,965,716
	1 総務管理費	12,752,655	93,308	12,845,963
	2 市 町 村 振 興 費	4,267,193	546,800	4,813,993
	3 選 挙 費	3,320,482	6,700	3,327,182
2	民生費	76,149,951	33,260	76,183,211
	1 社会福祉費	51,245,646	13,856	51,259,502
	2 児童福祉費	20,956,846	4,404	20,961,250
	3 災害救助費	47,958	15,000	62,958
3	衛生費	33,951,955	16,786	33,968,741
	1 公衆衛生費	23,668,952	3,327	23,672,279
	2 環境衛生費	7,220,190	13,459	7,233,649
4	労働費	1,811,844	364	1,812,208
	1 労 政 費	252,232	364	252,596
5	農 林 水 産 業 費	72,451,022	1,781,489	74,232,511

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 農 業 費	14,814,928	19,528	14,834,456
	2 畜 産 業 費	3,654,163	14,736	3,668,899
	3 農 地 費	28,904,577	51,296	28,955,873
	4 林 業 費	18,148,618	1,693,929	19,842,547
	5 水 産 業 費	6,928,736	2,000	6,930,736
6 土 木 費		107,966,936	△ 140,516	107,826,420
	1 土木管理費	19,345,064	12,021	19,357,085
	2 道 路 橋りょう費	47,174,038	324,910	47,498,948
	3 河川海岸費	21,117,055	1,546,553	22,663,608
	4 港 湾 費	4,556,030	△ 950	4,555,080
	5 都市計画費	13,641,058	△ 2,023,050	11,618,008
7 警 察 費		42,641,729	27,452	42,669,181
	1 警察管理費	38,468,441	27,452	38,495,893
8 教 育 費		174,052,945	56,934	174,109,879
	1 教育総務費	24,178,430	50,035	24,228,465

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 保健体育費	1,894,108	6,899	1,901,007
9 災害復旧費		3,733,245	6,684,551	10,417,796
	1 農林水産業 災害復旧費	1,821,245	2,592,269	4,413,514
	2 土木災害 復旧費	1,912,000	4,087,840	5,999,840
	3 教育災害 復旧費		1,583	1,583
	4 民生災害 復旧費		2,859	2,859
歳 出 合 計		733,034,861	9,107,128	742,141,989

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 くまもと県民交流館・NPO活動支援業務	平成20年度 ～平成21年度	千円 11,382
	年次別内訳 平成20年度 平成21年度	5,691 5,691
2 農業大学校給食業務	平成20年度 ～平成22年度	53,730
	年次別内訳 平成20年度 平成21年度 平成22年度	17,910 17,910 17,910
3 菊鹿東部Ⅰ期地区県営農業集落排水事業 山 鹿 市	平成20年度	117,000
4 富岡ビジターセンター管理運営業務	平成20年度 ～平成22年度	13,998
	年次別内訳 平成20年度 平成21年度 平成22年度	4,666 4,666 4,666
5 周辺障害防止対策事業 (八勢川砂防えん堤) 山 都 町	平成20年度	87,000

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 情報処理関連業務	平成20年度 ～平成23年度	千円 338,000	平成20年度 ～平成23年度	千円 429,000
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成20年度	158,137	平成20年度	199,417
	平成21年度	59,892	平成21年度	76,172
	平成22年度	59,892	平成22年度	76,172
	平成23年度	60,079	平成23年度	77,239
2 事務機器等賃借	平成20年度 ～平成24年度	1,996,000	平成20年度 ～平成24年度	2,027,000
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成20年度	441,669	平成20年度	457,137
	平成21年度	420,956	平成21年度	436,488
	平成22年度	420,813	平成22年度	420,813
	平成23年度	420,264	平成23年度	420,264
	平成24年度	292,298	平成24年度	292,298

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
耕地災害 現年発生国庫 補助事業費	千円 8,000	(借入先) 財務省、公営企 業金融公庫、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。）		据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
教育施設 現年発生国庫 補助事業費	500	(その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。	年10% 以 内	但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
福祉施設 現年発生単県 災害復旧事業費	2,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害援護資金貸付事業費	千円 10,000	政府貸付金の 借 り 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 12年以内 半年賦元金均等 償還
計	20,500			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
治山国庫補助事業費	1,946,000	(借入先) 財務省、公		据置期間を 含め30年以内	2,300,000			
保安林整備 国庫補助事業費	283,000	営企業金融公		半年賦元利	304,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	4,300,000	庫、会社、そ の他		均等償還又は 元金均等償還、	4,318,000			
道路維持国庫 補助事業費	2,230,000	(借入方法) 証書借入又		満期一括償還 等	1,900,000			
河川国庫 補助事業費	1,908,000	は証券発行(他		但し、県財	1,962,000			
海岸保全国庫 補助事業費	319,000	の地方公共団		政の都合によ	367,000			
砂防国庫 補助事業費	2,291,000	体との共同発 行を含む。)		り、繰上償還 をなし、又は	2,630,000			
港湾建設国庫 補助事業費	825,000	(その他)	年10%	借り換えをす	815,000			
街路国庫 補助事業費	1,420,000	工事その他	以 内	ることができ る。	1,494,000	(補正前に同じ)		
港湾直轄事業 負担金	482,000	の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度			518,000			
治山災害現年 発生国庫 補助事業費	11,000	以降に繰り下 げて借り入れ			107,000			
公共土木現年 発生国庫 補助事業費	343,000	することがで きる。			1,619,000			
単県治山事業費	50,000				135,000			
単県道路 整備事業費	10,244,000	発行価格が 額面金額を下			10,642,000			
単県砂防 整備事業費	447,000	回るときは、 その発行差額			485,000			
単県街路 整備事業費	3,426,000	をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			2,807,000			
計	30,525,000				32,403,000			

平成19年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

平成19年度熊本県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ733,070,861千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		88,785	2,000	90,785
	1 繰 越 金	88,785	2,000	90,785
2 諸 収 入		39,270,936	34,000	39,304,936
	1 雑 入	7,694,309	34,000	7,728,309
歳 入 合 計		733,034,861	36,000	733,070,861

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		174,052,945	36,000	174,088,945
	1 教 育 総 務 費	24,178,430	36,000	24,214,430
歳 出 合 計		733,034,861	36,000	733,070,861

平成19年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,773,857千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		300,000	273,400	573,400
	1 繰越金	300,000	273,400	573,400
歳 入 合 計		1,500,457	273,400	1,773,857

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		300,000	273,400	573,400
	1 繰 出 金	300,000	273,400	573,400
歳 出 合 計		1,500,457	273,400	1,773,857

平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）
平成19年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ387,795千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ672,937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		32,721	795	33,516
	1 繰越金	32,721	795	33,516
2 県 債		41,000	387,000	428,000
	1 県 債	41,000	387,000	428,000
歳 入 合 計		285,142	387,795	672,937

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		81,424	387,795	469,219
	1 工 鉱 業 費	81,424	387,795	469,219
歳 出 合 計		285,142	387,795	672,937

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用 地 造 成 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、公 営企業金融公 庫、会社、そ の他		据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円			
	41,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	428,000	(補 正 前 に 同 じ)		

熊本県告示第 866 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスこ・こ (Co・Co) 熊本市坪井三丁目 9 番 27 号	医療法人起生会	平成 19 年 10 月 1 日

熊本県告示第 867 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスこ・こ (Co・Co) 熊本市坪井三丁目 9 番 27 号	医療法人起生会	平成 19 年 10 月 1 日

熊本県告示第 868 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
新外薬局 熊本市新外四丁目 6 番 10 号	有限会社 はらだ調剤薬局 八代市萩原町二丁目 11 番 2 号	平成 19 年 10 月 1 日
そうごう薬局 上南部店 熊本市上南部二丁目 4 番 1 号	総合メディカル 株式会社 福岡県福岡市中央区天神二丁目 14 番 8 号	平成 19 年 10 月 1 日
宇土まつやま調剤薬局 宇土市松山町 1921 番地 3	塚原 健太郎 上益城郡甲佐町仁田子 456 番地 1	平成 19 年 10 月 1 日
百太郎薬局 球磨郡錦町西字百太郎 3604 番地 105	有限会社 くすりのエスエス堂 人吉市中青井町 320 番地	平成 19 年 10 月 1 日
サン薬局 大矢野店 上天草市大矢野町中 1188 番地 1	有限会社 サンメディック 福岡県久留米市通町 362 番地	平成 19 年 10 月 1 日
蘇陽病院訪問看護ステーション 上益城郡山都町滝上 526 番地	山都町 上益城郡山都町浜町 6 番地	平成 19 年 10 月 1 日

熊本県告示第 869 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可をしたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道（熊本市熊本北部流域関連公共下水道）
- 3 事業計画

(1) 収用の部分

昭和 59 年 3 月 1 日熊本県告示第 177 号（昭和 58 年 3 月 8 日熊本県告示第 233 号）、平成 2 年 12 月 19 日熊本県告示第 864 号（平成 3 年 1 月 18 日熊本県告示第 38 号）、

平成 6 年 12 月 28 日熊本県告示第 1044 号及び平成 15 年 12 月 3 日熊本県告示第 1139 号の事業地のうち、清水万石一丁目、清水万石二丁目、大窪一丁目、大窪二丁目、大窪三丁目、大窪五丁目、山室一丁目、山室二丁目、山室四丁目、山室六丁目、龍田一丁目、龍田二丁目、龍田五丁目、龍田六丁目、龍田七丁目、龍田八丁目、龍田陣内三丁目、麻生田二丁目、楡木一丁目、龍田弓削一丁目及び龍田弓削二丁目を加え、清水町万石字天神森、清水町大窪字大平、字鳥ヶ浦、字樋口、字丸林、字城ヶ平、字水尻、字門町屋敷、清水町山室字田上、字園畑、字牛町、字浦田、龍田町上立田字芭蕉鶴、字中牧鶴、字北鶴、字馬場鶴、字葉師、字堂前畑、字宮ノ前、龍田町陣内字上ノ園、清水町麻生田字本村、清水町楡木字前田、龍田町弓削字平乃下及び字鶴屋敷を削る。

(2) 使用の部分

昭和 59 年 3 月 1 日熊本県告示第 177 号(昭和 58 年 3 月 8 日熊本県告示第 233 号)、昭和 63 年 3 月 1 日熊本県告示第 184 号(昭和 61 年 8 月 26 日熊本県告示第 643 号)、平成 2 年 12 月 19 日熊本県告示第 864 号(平成 3 年 1 月 18 日熊本県告示第 38 号)、平成 5 年 5 月 21 日熊本県告示第 424 号、平成 6 年 12 月 28 日熊本県告示第 1044 号、平成 10 年 9 月 21 日熊本県告示第 601 号、平成 13 年 1 月 26 日熊本県告示第 70 号及び平成 15 年 12 月 3 日熊本県告示第 1139 号の事業地のうち、麻生田二丁目、麻生田三丁目、麻生田四丁目、麻生田五丁目、清水新地一丁目、清水新地二丁目、清水新地三丁目、清水新地四丁目、清水新地五丁目、清水新地六丁目、清水新地七丁目、兎谷一丁目、清水本町、清水万石一丁目、清水万石二丁目、清水万石三丁目、清水万石四丁目、清水万石五丁目、楡木一丁目、楡木二丁目、楡木三丁目、楡木四丁目、楡木五丁目、楡木六丁目、楠三丁目、楠五丁目、山室一丁目、山室二丁目、山室三丁目、山室四丁目、山室五丁目、山室六丁目、大窪一丁目、大窪二丁目、大窪三丁目、大窪四丁目、大窪五丁目、龍田一丁目、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、龍田五丁目、龍田六丁目、龍田七丁目、龍田八丁目、龍田九丁目、龍田陣内一丁目、龍田陣内二丁目、龍田陣内三丁目、龍田陣内四丁目、清水岩倉一丁目、清水岩倉二丁目、清水岩倉三丁目、龍田弓削一丁目、龍田弓削二丁目及び熊本県合志市須屋字池の本地内を加え、清水町新地字上組、字上門前、字中組、字宮後、字宮下門前、字下組、字山室境、字須屋境、字裏側、字馬立、字杉下、字鈴原、字中島、字壺町拓、清水町亀井町字岩倉、清水町万石字北原、字本村屋敷、字北津留、字南津留、字茶屋原、字紫原屋敷、字天神森、字篠原屋敷、字十王、字窪林、字乗越、清水町楡木字堂後、字堂ノ前、字楡木、字立田境、字山畔、字中原、字花立境、字上沖、字沖、龍田町上立田字西原、字田迎、字小駄繫、字駄飼塚、字駄繫、字高杉、字千万、字壺町鶴、字宝積寺、字鶴の前、字水落、字西牧鶴、字吉ノ平、字竹後、字芭蕉屋敷、字壺町屋敷、字鳥越、字高之坂、字迫屋敷、字畔地、字堂前屋敷、字大道端、字経塚、字宮脇、字年神、字牧鶴、字新開、字古閑山開、字迫之上、龍田町陣内字上ノ園、字東西小路、字高原、字前原、字戸之上、字七ツ江、字堂建、字妙見、字田ノ平、字秣野、字谷ノ迫、字堤、字女瀬平、字女瀬、字長蓮寺、字建山、字山田、字秣野原、清水町大窪字権現上、字上ノ原、字筒井前、字柿平屋敷、字上嶋屋敷、字立口、字丸林、字谷屋敷、字亀甲、字樋口、字鳥ヶ浦、字馬狭、字大平、字山中、字檜山、字高笠、字檜川、字前田、字水尻、字城ヶ平、字門町屋敷、清水町山室字請原、字小迫、字浦田、字北原、字西屋敷、字中屋敷、字辻畑、字打出屋敷、字高砂、字田上、字園畑、字東屋敷、字畑田、字牛町、字八ツ江、字竹下、清水町大字兎谷、大字麻生田、龍田町弓削字塚之本、字鶴畑、字平之上及び熊本県西合志町大字須屋字池の本地内を削る。

4 事業施行期間

昭和 58 年 3 月 8 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 870 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江乙字葛 423 の 12 から 423 の 14 まで、字葛の上 463 の 16 から 463 の 22 まで、字葛 423 の 15 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字葛 423 の 12・423 の 13・字葛の上 463 の 16 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 871 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号
阿蘇くんわの里 阿蘇市黒川 431 番地	社会福祉法人 治誠会 阿蘇市黒川 431 番地 高森 治生	平成 19 年 10 月 1 日	4312800040

公 告

熊本県公告第 818 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 被処分者
商 号 株式会社さくら企画
代表者氏名 菊川 眞利子
事務所所在地 熊本県鹿本郡植木町大字植木 104-1
免許証番号 熊本県知事（2）第 4038 号
免許年月日 平成 15 年 3 月 24 日
- 処分年月日
平成 19 年 10 月 1 日
- 処分内容
業務の全部停止 1 週間
- 適用条項
宅地建物取引業法第 65 条第 2 項

熊本県公告第 819 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 被処分者
商 号 有限会社さくら不動産
代表者氏名 大塚 藤敏
事務所所在地 熊本県熊本市水道町 9-4-4F
免許証番号 熊本県知事（5）第 3116 号
免許年月日 平成 15 年 11 月 20 日
- 処分年月日
平成 19 年 10 月 2 日
- 処分内容
業務の全部停止 2 週間
- 適用条項
宅地建物取引業法第 65 条第 2 項

熊本県公告第 820 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
------	--------	---------	-----------	--------	-----------------	---------

熊本県肥 第 1417 号	蒸製骨 粉	熊蛋 P17 号	窒素全量： 5.0 りん酸全 量：17.0	その他の制限事項は 公定規格のとおり。	株式会社熊本蛋白ミール 公社 菊池市七城町林原 70 番 地	平成 19 年 10 月 3 日
---------------------	----------	-------------	--------------------------------	------------------------	---	---------------------

熊本県公告第 821 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
八代都市計画用途地域（八代市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 822 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
八代都市計画特別用途地域（八代市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 823 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
鏡都市計画用途地域（八代市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 824 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
鏡都市計画特別用途地区（八代市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 825 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量
航空機騒音測定機器等 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 19 年 8 月 24 日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 イケダ科学 代表取締役 池田 俊二
熊本市錦ヶ丘 16-7
- 5 落札金額
38,010,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日 平成 19 年 6 月 29 日

熊本県公告第 826 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
蒸留水採取装置 1 式
 - (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
平成 19 年 12 月 3 日（月）
 - (4) 納入場所
熊本県農業研究センター 農産園芸研究所
 - (5) 電子入札に関する事項
本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
 - (6) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに入力すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加者資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（3）記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中ではないこと。
 - (5) 熊本県内に本店、支店又は営業所等を有すること。
 - (6) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県農業研究センターへ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書受付期間

- 平成 19 年 10 月 12 日（金）から平成 19 年 10 月 26 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 21 年 9 月 30 日（水）までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日（水）から平成 21 年 7 月 31 日（金）まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 10 月 12 日（金）から平成 19 年 11 月 2 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2 の（6）に係る書類（仕様適合証明書）
ウ その他必要書類
- (4) 提出方法
5 に記載する場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
また、電子入札により参加する者は、提出書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧（交付）期間及び場所
ア 閲覧（交付）期間
平成 19 年 10 月 12 日（金）から平成 19 年 11 月 2 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 閲覧（交付）方法
電子入札システムホームページにて閲覧又は 5 に記載する場所にて交付
- (3) 入札及び開札の日時・場所
ア 電子入札システムによる入札
4 の（5）記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム（運用時間：午前 9 時～午後 5 時）により入札すること。
入札書受付締切日時 平成 19 年 11 月 8 日（木）午後 4 時
イ 紙入札方式による入札
日 時 平成 19 年 11 月 9 日（金）午前 10 時から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6 の（3）のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
イ 紙入札方式の場合
6 の（3）のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 11 月 8 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ くじ番号の記入のない入札
キ 明らか連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
ケ 二以上の意思表示を行った入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金
免除する。
- (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 827 号

次のとおり県有林立木を公売する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 物件の所在及び数量

- (1) 主伐 球磨郡水上村県設模範林市房団地（55～58 年生）
- | | | |
|---------|-------|---------------|
| すぎ | 337 本 | 445.33 立方メートル |
| ひのき | 644 本 | 366.35 立方メートル |
| ひのき（切捨） | 3 本 | 0.86 立方メートル |
| 計 | 984 本 | 812.54 立方メートル |
- (2) 主伐 上益城郡山都町水源かん養林栗林団地（44～73 年生）
- | | | |
|---------|---------|-----------------|
| すぎ | 6,379 本 | 4,080.36 立方メートル |
| ひのき | 17 本 | 9.68 立方メートル |
| すぎ（切捨） | 238 本 | 32.49 立方メートル |
| ひのき（切捨） | 1 本 | 0.44 立方メートル |
| 計 | 6,635 本 | 4,122.97 立方メートル |
- (3) 主伐 阿蘇郡高森町興国造林中広木団地（42～59 年生）
- | | | |
|---------|----------|------------------|
| すぎ | 9,153 本 | 9,270.47 立方メートル |
| ひのき | 893 本 | 675.44 立方メートル |
| すぎ（切捨） | 188 本 | 87.10 立方メートル |
| ひのき（切捨） | 11 本 | 3.68 立方メートル |
| 計 | 10,245 本 | 10,036.69 立方メートル |
- (4) 主伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林清栄山団地 A（49～65 年生）
- | | | |
|----|---------|-----------------|
| すぎ | 4,895 本 | 2,470.04 立方メートル |
|----|---------|-----------------|

- | | | | |
|-----|---------------------------------------|---------|-----------------|
| | ひのき | 532 本 | 326.35 立方メートル |
| | すぎ (切捨) | 229 本 | 56.98 立方メートル |
| | ひのき (切捨) | 59 本 | 20.94 立方メートル |
| | 計 | 5,715 本 | 2,874.31 立方メートル |
| (5) | 主伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林清栄山団地 B (54 ~ 65 年生) | | |
| | すぎ | 3,177 本 | 2,018.68 立方メートル |
| | ひのき | 168 本 | 100.28 立方メートル |
| | すぎ (切捨) | 229 本 | 71.64 立方メートル |
| | ひのき (切捨) | 8 本 | 3.35 立方メートル |
| | 計 | 3,582 本 | 2,193.95 立方メートル |
| (6) | 主伐 阿蘇郡高森町御大礼記念模範林山神団地 A (55 ~ 56 年生) | | |
| | すぎ | 5,674 本 | 3,687.69 立方メートル |
| | ひのき | 90 本 | 37.31 立方メートル |
| | すぎ (切捨) | 108 本 | 21.96 立方メートル |
| | ひのき (切捨) | 1 本 | 0.06 立方メートル |
| | 計 | 5,873 本 | 3,747.02 立方メートル |
- 2 入札参加資格
熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）に基づく木材業の登録をしている者とする。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時
平成 19 年 11 月 7 日（水曜日）
1 号物件～ 6 号物件 午前 10 時入札 即時開札
- (2) 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階入札室
- 4 入札保証金
競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の 100 分の 5 以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は熊本県に既属する。
- 5 無効入札に関する事項
入札に参加する資格のない者が行った入札及び入札に関する注意事項等に違反した入札は、無効とする。
- 6 契約締結期限
契約締結の期限は、平成 19 年 11 月 13 日（火曜日）とする。
- 7 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 10 以上の額を現金または銀行支払保証小切手により納入するものとする。
- 8 現場説明の日時及び集合場所
- (1) 阿蘇郡高森町中広木団地及び清栄団地 A・B 並びに山神団地 A 平成 19 年 10 月 24 日（水曜日）午前 10 時 高森町「阿蘇郡森林組合高森支所」
- (2) 球磨郡水上村市房団地 平成 19 年 10 月 25 日（木曜日）午前 10 時 水上村「水上村役場駐車場」
- (3) 上益城郡山都町栗林団地 平成 19 年 10 月 26 日（金曜日）午前 10 時 山都町「清和文楽館駐車場」
- 9 注意事項
- (1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 1 号）及び熊本県県有林立木等売払代金の延納に関する規則（昭和 32 年熊本県規則第 51 号）を承知のうえ入札すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセン相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 入札当日は、応札者は木材登録証を持参すること。
- (5) 詳細については、熊本県農林水産部森林整備課県有林班又は最寄りの熊本県地域振興局農林部林務課若しくは森林保全課に問い合わせること。

熊本県公告第 828 号

地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき策定した熊本県荒尾・玉名地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第 6 項の規定により、次のように公表する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(3) 雇用開発促進地域とする理由

1 自然的経済的社会的条件

本地域は熊本都市圏と福岡県間に位置するとともに、JR鹿児島本線、九州縦貫自動車道が貫くなど交通の便に恵まれた地域である。自然条件としては、有明海や菊池川、小岱山といった豊かな自然に恵まれた地理的に連続した地域である。

地域内の平成17年の農業産出額は3,695億円(平成17年熊本県統計年鑑)となっており、県全体に占める割合は11.9%となっている。また、第2次産業では17年関連産業や造船業等の製造業の集積が進み、平成17年の製造品出荷額が3,843億円(平成17年工業統計調査)と県全体に占める割合は14.7%を占めている。また、第3次産業においては大規模レジャー施設、五名温泉、各市町の観光物産施設などを連携させた、広域的観光ルートの開発、菊池川流域の温泉地、歴史資源物産施設などの連携及び有明海沿岸地域の連携による交流など、広域連携の動きが活発化している。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間に於ける一般有効求職者数の労働力人口に対する割合の月平均値は、4.2%であり、全国の労働力人口に対する同期間における全国的一般有効求職者数の月平均値の割合3.4%を上回る。

表2 本地域の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位:人、%)

	全 国		本 地 域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
16年度	2,332,446	3.6	4,037	4.7
17年度	2,248,811	3.4	3,421	4.0
18年度	2,147,154	3.3	3,208	3.8
平均値		3.4		4.2

※ 労働力人口(平成17年国勢調査)
 全国: 65,399,685人 本地域: 85,254人

ハ 地域の求人状況

本地域の最近3年間の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率はそれぞれ0.61倍、0.47倍である。地域要件の基準となる、同期間における全国的一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率の月平均値の2/3は、0.65倍、0.55倍となっており、いずれも基準値を下回る。

また、本地域の最近1年間の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率を見ると、それぞれ0.74倍、0.61倍である。同期間における全国の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率の月平均値の2/3は、0.71倍、0.61倍と

1 熊本県荒尾・五名地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、熊本県の北西部に位置し、総面積は421km²と県全体の5.7%を占めている。

人口は、173,921人(平成17年国勢調査)と、県全体の約9.4%を占め、県の中では比較的人口の集積度の高い地域である。しかし、この5年間で3,983人(2.2%)の減少となっており、県全体の人口減少率0.9%と比較しても人口減少の割合が大きい。

また、労働力人口は85,254人(平成17年国勢調査)であり、うち就業人口は79,382人となっており、平成12年からの5年間で労働力人口は974人、就業人口は2,245人減少している。

表1 本地域の人口及び労働力人口の推移 (単位:人、%)

	平成12年	平成17年	H12-H17増減率
人口	177,904	173,921	▲2.2
労働力人口	86,228	85,254	▲1.1
うち就業人口	81,627	79,382	▲2.8

資料:国勢調査(平成12・17年)

(2) 区域

熊本県荒尾・五名地域の区域は次のとおりとする。
 荒尾市、五名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町の2市4町の区域



は0.74倍と上昇してきており、雇用環境は改善している。しかし、全国の平均値(1.06倍)及び県の平均値(0.82倍)と比較すると未だに低位にある。県下公共職業安定所9箇所のうち、荒尾・玉名地域は、4番目に位置する。平成18年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は、31.8%、就職件数は17.4%といずれも県平均値を下回っている。

表6 本地域の年齢別有効職業紹介の状況(平成18年度実績)

	月間有効求職者数			就職件数		
	計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数 26,700	9,716	4,681	1,956	515	185
	割合 100%	36.3%	17.5%	100%	26.3%	9.5%
本地域	人数 3,208	1,021	531	362	63	23
	割合 100%	31.8%	16.6%	100%	17.4%	6.4%

※月間有効求職者数：平成18年度の一般有効求職者数の月平均

※就職件数：平成18年度の就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成16年では平成13年と比べ386所減の6,314所となっており、県全体の7.9%を占めている。平成13年から平成16年の3年間の開業率は3.0%に対し廃業率は5.4%で、廃業率の方が上回っている。

また、本地域内の従業員数も平成16年は平成13年と比べ2,150人減の52,536人となっており、県内全体の7.9%を占めている。

表7 本地域の事業所数及び従業員数の推移 (単位：人、%)

	平成13年		平成16年		H13-H16増減率		開業率	廃業率
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数		
県全体	84,129	682,135	79,842	661,159	▲5.1	▲3.1	4.0	5.9
本地域	6,700	54,686	6,314	52,536	▲5.8	▲3.9	3.0	5.4

資料：事業所・企業統計調査

なっており、一般有効求人倍率については基準値を上回るものの、常用有効求人倍率については、基準値以下となっている。

表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位：倍)

	16年度	17年度	18年度	3年間平均
本地域	0.47	0.62	0.74	0.61
全国	0.86	0.98	1.06	0.97
全国(2/3)	0.57	0.65	0.71	0.65

資料：熊本労働局

表4 当該地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位：倍)

	16年度	17年度	18年度	3年間平均
本地域	0.32	0.48	0.61	0.47
全国	0.71	0.84	0.92	0.82
全国(2/3)	0.47	0.56	0.61	0.55

資料：熊本労働局

2 熊本県荒尾・玉名地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成17年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第1次産業が14.4% (県全体11.5%)、第2次産業が29.4% (県全体22.1%)、第3次産業が55.7% (県全体65.3%) となっており、県全体に比べ、第1次産業、第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口 (単位：人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,095	193,175	570,915
割合(%)	11.5	22.1	65.3
本地域	11,418	23,331	44,251
割合(%)	14.4	29.4	55.7

資料：国勢調査(平成17年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成16年度の0.47倍から平成18年度に

3 熊本県荒尾・玉名地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、熊本都市圏と福岡県との間に位置するという地理的優位性や物流の利便性により、IT関連産業等の電気機械器具製造業や造船業等の製造業が集積している地域である。生産拠点の海外移転やIT不況により、地域内の経済情勢は急速に悪化し、平成14年度には一般有効求人倍率が0.37倍まで落ち込んだが、以後の景気回復の影響により平成18年度には0.74倍まで持ち直している。しかしその一方で、人口の流出、事業所数及び従業員数の減少は、いずれも県の平均を上回る速度で進んでおり、有効求人倍率の改善についても有効求職者数の減少が一因となっている側面もある。

平成23年春には、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、県北の新たな玄関口として新玉名(仮称)駅が誕生する予定となっており、本地域の地理的優位性や高速交通基盤などのメリットを十分に享受するため、地域内の交通アクセスの向上を図る。また、県と市町村、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、企業誘致の効果を高め、企業の立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

荒尾市においては、荒尾カーポートピア(Car-Portia)構想に基づき「自動車産業を核とした産業と人材が輝く活力再生都市」を目指し、平成18年度から平成27年度の期間中に自動車関連企業を20社誘致し2,000人以上の雇用創出を目標としている。さらに、荒尾市の地域再生計画に基づく「食」を中心としたものづくりの起業を推進する取り組みにより、地場産業の創出と雇用創出を図る。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	155人	企業誘致分 34人×1.5×3年→155人
奨励金等による雇用創出	105人	奨励金分 35人×3年→105人
合 計	260人	

参考1 H14～H18の企業誘致による雇用人数が170人で年平均34人であるが、荒尾市の高い目標を踏まえて、1.5倍を目標とする。

参考2 H14～H18の奨励金による雇用増加人数176人で年平均35人。

4 熊本県荒尾・玉名地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

労働力確保、自動車産業等が集積する北部九州への輸送コストなどの面

で優れた立地環境のメリットを生かし、積極的に企業誘致を促進する。また、市町による誘致企業への工場設置、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ インフラの整備

九州新幹線鹿児島ルートの全線完成に向けた「新玉名(仮称)駅周辺地域等整備基本計画」に基づく国道208号玉名バイパスや、主要地方道玉名立花線(玉名山鹿線)等の整備による新玉名駅周辺の道路ネットワークの強化、及び南関インター～荒尾・長洲幹線道路整備事業による九州縦貫自動車道インターチェンジへのアクセスの強化、長洲港の港湾機能の強化などによって、物流機能の拡大、企業誘致の促進、観光関連産業の振興を図る。

ハ 観光産業の振興

菊池川流域の温泉地、歴史資源、物産施設などの連携及び有明海沿岸地域の連携による交流を促進し、大規模レジャー施設、玉名温泉、各市町の観光物産施設などを連携させた、広域的観光ルートの開発等、その相乗効果により地域全体としての観光振興を図る。

ニ

地域資源を活かした新たな産業の創出と地域経済の活性化による地域再生
平成16年に荒尾市が認定を受けた地域再生計画「荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流事業」に基づき、「食」を中心としたものづくりの起業を推進することにより、地域の第1次産業から第3次産業が運動した形で共生できるような循環型地域経済社会の実現に取り組んでおり、「荒尾梨」や「小岱焼」などの地域資源を活かした新たな産業を創出し、雇用創出と地域経済の活性化による地域再生を目指す。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 戦略的企業誘致の推進

これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と地場企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。また、重点5分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)に関連する企業や外資系企業、太陽電池企業等をターゲットに、多角的に企業情報を収集分析し戦略的な誘致活動を展開する。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産

平成19年3月にキャリア教育に対する産業界や行政の支援策としてとりまとめた『熊本県「人材」育成プロジェクト』に基づき、インターンシップや職業体験等を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」、事業所向けの「キャリア教育マニュアル」の作成等の事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩み相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「くまもと若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

ハローワークに熊本県地域雇用対策推進員を配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を実施する。また、県の雇用対策に反映させるため、地域雇用対策推進員を通じて、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② しごといきいき応援ネット(仮称)の制作

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイトを構築する。また子供・若者の勤労観・職業観をはぐくむキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成22年9月末日までとする。

額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 技術革新による新事業の創出
 情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待される重点5分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)を中心に、大学、高等専門学校、企業等及び熊本県産業技術センター(財)熊本テクノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新による新事業の創出を図ることにより、本県経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。

② 事業主への支援

- ・ 地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金
- ・ 地域雇用開発助成金(雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金)及び地域雇用開発能力開発助成金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。
- ・ 中小企業労働力確保法に基づく助成金
- ・ 創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に対して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する。

ハ 職業能力開発の推進

平成18年度に策定した第8次熊本県職業能力開発計画(計画期間:平成18年度から平成22年度)に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの開発に努め、職業能力の向上を図ることができるよう支援を行うとともに、産業構造の変化に対応し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業をリードする人材の確保、育成

「熊本セレクトクダクダ・フォレスト構想」「熊本バイオフィオレスト構想」「熊本ものづくりフォレスト構想」の3つの構想及び「熊本県自動車関連産業振興戦略」「熊本ソーラー産業振興戦略」に基づく県の産業施策に対応して、技術短期大学校、熊本高等技術訓練校等の県の公共職業能力開発施設における新規卒業者や在職者訓練、離職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、(独)雇用・能力開発機構や認定職業訓練校と連携し、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した職業訓練に取り組む。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進

熊本県公告第 829 号

地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき策定した熊本県宇城地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第 6 項の規定により、次のように公表する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 熊本県宇城地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地区は、熊本県のほぼ中央部に位置し、総面積は 463 km²と県全体の 6.3%を占めている。
人口は、140,969人（平成 17 年国勢調査）と県全体の約 7.7%を占め、比較的人口の集積度の高い地域である。しかし、この 5 年間で 792 人（0.6%）の減少となっている。
また、労働力人口は 71,976 人（平成 17 年国勢調査）であり、うち就業人口は 67,699 人となっている。平成 12 年からの 5 年間で労働力人口は 316 人の増加、就業人口は 685 人の減少となっている。

表 1 当該地域の人口及び労働力人口の推移（単位：人、%）

	平成 12 年	平成 17 年	H12-H17 増減率
人口	141,761	140,969	▲0.6
労働力人口	71,680	71,976	△0.4
うち就業人口	68,384	67,699	▲1.0

資料：国勢調査（平成 12・17 年）

(2) 区域

熊本県宇城地域の区域は次のとおりとする。
宇土市、宇城市、城南町、雷台町、美里町の 2 市 3 町の区域



表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	16年度	17年度	18年度	3年間平均
本地域	0.47	0.61	0.61	0.56
全国	0.86	0.98	1.06	0.97
全国(2/3)	0.57	0.65	0.71	0.65

資料:熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	16年度	17年度	18年度	3年間平均
本地域	0.30	0.42	0.47	0.40
全国	0.71	0.84	0.92	0.82
全国(2/3)	0.47	0.56	0.61	0.55

資料:熊本労働局

2 熊本県宇城地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成17年の国勢調査によると、当地域の産業別人口の割合は、第1次産業が15.7%(県全体1.5%)、第2次産業が25.0%(県全体2.1%)、第3次産業が59.0%(県全体65.3%)となっており、県全体に比べ、第1次産業、第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口 (単位:人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,095	193,175	570,915
割合(%)	11.5	22.1	65.3
本地域	10,613	16,934	39,950
割合(%)	15.7	25.0	59.0

資料:国勢調査(平成17年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効倍率については、平成16年度の0.47倍から平成18年度には0.61倍と上昇してきており、雇用環境は改善している。しかし、全国の平均値(1.06倍)及び県の平均値(0.82倍)と比較すると未だに低位に

(3) 雇用開発促進地域とする理由

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は県の中央部に位置し、地域内には地形の変化に富んだ半島部や九州山地に連なる中山間部、それに挟まれるように熊本圏域に隣接した平野部で構成する地域的に連続した地域である。

地域内の平成17年の農業産出額は3,232億円(平成17年熊本県統計地域)となっており、県全体に占める割合は10.4%となっている。また、年鑑)としては電気機器、1T関連産業等の製造業を中心に集積が進み、平成第2次産業では製造品出荷額が2,226億円(平成17年工業統計調査)と県全体に占める割合は8.5%を占めている。また、第3次産業においては宇土市、宇城市を中心とした中心市街活性化や街づくり、市町村を越えた地域の広域的な観光・物産情報発信事業などの取組みが行われている。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間の一般有効求職者数の労働力人口に対する割合の月平均値は、3.7%であり、全国の労働力人口に対する同期間における全国一般有効求職者数の月平均値の割合3.4%を上回る。

表2 本地域の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位:人、%)

	全 国		本 地 域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
16年度	2,332,446	3.6	2,805	3.9
17年度	2,246,811	3.4	2,615	3.6
18年度	2,147,154	3.3	2,691	3.7
平均値		3.4		3.7

※ 労働力人口(平成17年国勢調査) 全国:65,399,685人 本地域:82,572人
資料:熊本労働局

ハ 地域の求人の状況

本地域の最近3年間の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率はそれぞれ0.56倍、0.40倍である。地域要件の基準となる、同期間における全国一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率の月平均値の2/3は、0.65倍、0.55倍となっており、いずれも基準値を下回る。また、本地域の最近1年間の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率を見るに、それぞれ0.61倍、0.47倍である。同期間における全国一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率の月平均値の2/3は、0.71倍、0.61倍となっており、いずれも基準値を下回っている。

長引く景気低迷の影響により、生産調整、雇用調整等の企業が続出し、厳しい雇用失業情勢が続いていたが、平成14年度(一般有効求人倍率0.33倍)を底に厳しいさは残るものの景気は緩やかに回復し、自動車部品、電気機器、IT関連産業等の製造業を中心に雇用の拡大が進んでいる。しかし、回復のテンポは全国及び県の状況からみると緩やかであり、格差はひろがりつつあるのが現状である。

一方、平成16年の事業所・企業統計調査によると、本地域内の事業所は減少しているものの、県全体の平均値よりも減少率は小さく、従業員については増加している。ただし、廃業率は依然として開業率を上回っており、企業誘致や新事業の創出、地域内企業が求める人材の確保等、新たな雇用機会を創出することが重要である。

本地域は、県内でも比較的企業の立地が進んでいる地域であるが、上記のように未だに雇用の機会は不足しており、若年者の流出による高齢化が進んでいる。そこで、交通インフラの優位性を活かした企業誘致活動に積極的に取り組むとともに、県と市町村、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

また、本地域の農産物等、地域資源を活用した起業や地場企業の第二創業の誘導につながる人材育成、国等が実施する助成措置等を活用することにより、新たな雇用を創出する。

また、宇城市雇用促進協議会において取り組む国の委託事業である地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)の実施に際し、積極的にバックアップし、事業の目標を達成することにより、新規雇用の創出に資する。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種別	雇用開発目標	備考
企業誘致による雇用創出	145人	企業誘致分 40人×1.2×3年→145人
奨励金等による雇用創出	120人	奨励金分 40人×3年→120人
合計	265人	

参考1 H14～H18の企業誘致による雇用人数が200人で年平均40人であるが、近年の本県の企業誘致動向を踏まえて、1.2倍を目標とする。

参考2 H14～H18の奨励金による雇用増加人数199人で年平均40人。

4 熊本県宇城地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

本地域の優れた交通インフラなどの優位性を活かした産業拠点としてのイメ

ある。県下に所在する公共職業安定所9箇所のうち、宇城地域は、5番目に位置する。

平成18年度の卒卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、当地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は、27.9%、就職件数は21.1%といずれも県平均値を下回っている。

表6 本地域の年齢別有効職業紹介の状況(平成18年度実績)

	人数	割合	月間有効求職者数		就職件数	
			うち45歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	26,700	100%	9,716	4,681	1,956	515
			36.3%	17.5%	100%	26.3%
本地域	2,691	100%	752	363	199	42
			27.9%	13.5%	100%	21.1%
						7.0%

※月間有効求職者数：平成18年度の一般有効求職者数の月平均

※就職件数：平成18年度の就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成16年では平成13年と比べ114所減の5,606所となっており、県全体の事業所数に占める割合は6.6%である。平成13年から平成16年の3年間の開業率は4.1%に対し廃業率は4.8%で、廃業率の方が上回っている。

また、本地域内に従事する者の数は平成16年では平成13年と比べ284人増の45,797人となっており、県内全体の6.9%である。

表7 本地域の事業所数及び従業者数の推移 (単位：人、%)

	平成13年度		平成16年度		H13-H16増減率(%)		開業率	廃業率
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数		
県全体	84,129	682,135	79,842	661,159	▲5.1	▲3.1	4.0	5.9
本地域	5,720	45,513	5,606	45,797	▲2.0	△0.6	4.1	4.8

資料：平成16年事業所・企業統計調査

3 熊本県宇城地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、県中央部地域に位置し、熊本市まで距離的にも近く、JR、バスなど多様な交通アクセスが可能のため、熊本市方面への通勤が容易であり、管轄外への就職需要が高い。

経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待される重点5分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)を中心に、大学、高等専門学校、企業等及び熊本県産業技術センター、(財)熊本テックノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新による新事業の創出を図ることにより、本県経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。

- ② 事業主への支援
 - ・ 地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金
 - ・ 地域雇用開発助成金(雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金)及び地域雇用開発能力開発助成金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。
 - ・ 中小企業労働力確保法に基づく助成金
 - ・ 創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に対して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する。

ハ 職業能力開発の推進

平成18年度に策定した第8次熊本県職業能力開発計画(計画期間:平成18年度から平成22年度)に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの発展に努め、職業能力の向上を図ることができるよう支援を行うとともに、産業構造の変化に対応し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

- ① 地域産業をリードする人材の確保、育成
 - 「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」「熊本バイオフォレスト構想」「熊本ものづくりフォレスト構想」の3つの構想及び「熊本県自動車関連産業振興戦略」「熊本ソーラー産業振興戦略」に基づく県の産業施策に対応して、技術短期大学校、熊本高等技術訓練校等の県の公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、(独)雇用・能力開発機構や認定職業訓練校と連携し、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した職業訓練に取り組み。
 - ② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進
 - 平成19年3月にキャリア教育に対する産業界や行政の支援策としてとりまとめた『熊本県「人材」育成プロジェクト』に基づき、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」、事業所向けの「キャリア教育マニュアル」の作成等の事業に取り組み。
 - また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩み相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹

ージをアピールするため、情報の収集や発信を行い、企業誘致に積極的に取り組む。

また、市町による誘致企業の取り組みに伴う工場立地、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

- ロ インフラの整備
 - 九州縦貫自動車道松橋インターチェンジへのアクセス機能の充実や地域高規格道路(熊本天草幹線道路)整備等、本地域の物流機能の優位性をさらに高めるための整備促進を行う。

- ハ 観光産業の振興
 - 宇城三十六景の選定や、宇城地域に点在する自然・歴史・文化等の様々な観光資源を結びつけた観光ルートの確立、グリーンツーリズムなどの体験交流滞在型観光の推進などの施策を通じて観光・サービス産業を振興する。

- ニ 自発的取り組みによる雇用拡大、人材育成、就職促進
 - 宇城市雇用促進協議会において取り組む国の委託事業である地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)や(財)地域総合整備財団の委託事業である地域再生マネージャー事業等を活用することにより、地域の自発的な取組による雇用拡大、人材育成、就職促進を図る。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

- イ 企業誘致の促進
 - ① 戦略的企業誘致の推進
 - これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と地元企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。また、重点5分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)に関連する企業や外資系企業、太陽電池企業等をターゲットに、多角的に企業情報を収集分析し戦略的な誘致活動等を展開する。
 - ② 企業立地促進補助金
 - 県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

- ロ 新たな雇用機会の開発の促進
 - ① 技術革新による新事業の創出
 - 情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の

介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「くまもと若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

ハローワークに熊本県地域雇用対策推進員を配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を実施する。また、県の雇用対策に反映させるため、地域雇用対策推進員を通じて、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② しごといきいき応援ネット(仮称)の制作

団塊世代をはじめとする高齢者やリターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイトを構築する。また子供・若者の勤労観・職業観をはぐくむキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成22年9月末日までとする。

熊本県公告第 830 号

地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき策定した熊本県八代地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第 6 項の規定により、次のように公表する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 熊本県八代地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地区は、県の中南部に位置し、総面積は713km²と県全体の9.6%を占めている。

人口は、150,118人(平成17年国勢調査)と県全体の約8.1%を占めているが、この5年間で4,262人(2.8%)の減少となっており、県全体の人口減少率0.9%と比較しても人口の減少幅が大きい。

また、労働力人口は75,772人(平成17年国勢調査)であり、うち就業人口は71,647人となっており、平成12年からの5年間で労働力人口は2,119人、就業人口は2,839人減少している。

表1 本地区の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

	平成12年	平成17年	H12-H17増減率
人口	154,380	150,118	▲2.8
労働力人口	77,891	75,772	▲2.7
うち就業人口	74,486	71,647	▲3.8

資料：国勢調査(平成12・17年)

(2) 区域

熊本県八代地域の区域は次のとおりとする。
八代市、氷川町の1市1町の区域



(3) 雇用開発促進地域とする理由

イ 自然的経済的社会的条件

本地区は、九州のほぼ中央に位置し、東は九州山脈、西は肥沃な八代平野が開け八代海に面した、地理的に連続した地域である。

第1次産業では、500年の栽培の歴史を持つイ草と干拓地に一大産地が形成されているトマト、柑橘類栽培が盛んである。また、第2次産業では、臨海工業用地の造成、港湾施設の整備充実が図られ、九州縦貫道、南九州西回り自動車道、九州新幹線鹿児島ルート、八代港等、陸・海交通の要衝としての機能を有していることから、日本製紙、興人、メルシャン、YKK、ヤマハ熊本プロダクツ等の企業が進出し、県南最大の工業都市として発展してきた。本地区は、港湾機能の充実や交通インフラの優位性を活かした南九州の流通拠点づくりと、全国有数の農業生産地域の体力強化に重点的に取り組み、県南拠点地域の形成を目指している。

ロ 地域の求職者の状況

本地区の最近3年間に於ける一般有効求職者数の労働力人口に対する割合の月平均値は、4.2%であり、全国の労働力人口に対する同期間における全国の一般有効求職者数の月平均値の割合3.4%を上回る。

表2 本地区の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位：人、%)

	全 国		本 地 域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
16年度	2,332,446	3.6	3,345	4.4
17年度	2,246,811	3.4	3,106	4.1
18年度	2,147,154	3.3	3,043	4.0
平均値		3.4		4.2

※ 労働力人口(平成17年国勢調査) 全国：65,399,685人 当該地域：75,772人
資料：熊本労働局

ハ 地域の求人状況

本地区の最近3年間の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率はそれぞれ0.60倍、0.40倍である。地域要件の基準となる、同期間における全国の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率の月平均値の2/3は、0.65倍、0.55倍となっており、いずれも基準値を下回る。

また、本地区の最近1年間の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率を見るに、それぞれ0.59倍、0.43倍である。同期間における全国の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率の月平均値の2/3は、0.71倍、0.61倍となっており、いずれも基準値を下回っている。

表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	16年度	17年度	18年度	3年間平均
本地域	0.55	0.65	0.59	0.60
全国	0.86	0.98	1.06	0.97
全国(2/3)	0.57	0.65	0.71	0.65

資料:熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	16年度	17年度	18年度	3年間平均
本地域	0.34	0.43	0.43	0.40
全国	0.71	0.84	0.92	0.82
全国(2/3)	0.47	0.56	0.61	0.55

資料:熊本労働局

2 熊本県八代地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成17年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第1次産業が15.7%(県全体11.5%)、第2次産業が24.4%(県全体22.1%)、第3次産業が59.3%(県全体65.3%)となっており、県全体に比べ、第1次産業、第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口 (単位:人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,915	193,175	570,915
割合%	11.5	22.1	65.3
本地域	11,278	17,488	42,461
割合%	15.7	24.4	59.3

資料:国勢調査(平成17年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人倍率については、平成16年度の0.48倍から平成17年度には0.65倍と上昇したが、平成18年度には0.59倍と低迷している。全国の平均値(1.06倍)及び県の平均値(0.82倍)と比較しても格差は広がる傾向にある。県下に所在するハローワーク9箇所のうち、八代地域は、6番目に位置する。

平成18年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、当地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は、28.2%、就職件数は16.9%であり、いずれも県平均値を下回っている。

表6 本地域の年齢別有効職業紹介の状況(平成18年度実績)

	計	月間有効求職者数			就職件数		
		55歳以上	45歳以上55歳以下	55歳以下	計	45歳以上	45歳以下
県全体	26,700	9,716	4,881	1,956	515	185	
割合	100%	36.3%	17.5%	100%	26.3%	9.5%	
本地域	3,043	859	404	337	57	22	
割合	100%	28.2%	13.3%	100%	16.9%	6.5%	

資料:熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成16年では平成13年と比べ485所減の7,299所となっており、県全体の9.1%である。平成13年から平成16年の3年間の開業率は3.6%に対し廃業率は8.0%で、廃業率の方が大幅に上回っている。

また、本地域内に従事する者の数は平成16年では平成13年と比べ2,882人減の52,064人となっており、県内全体の7.9%である。

表7 本地域の事業所数及び従業者数の推移 (単位:人、%)

	平成13年度		平成16年度		H13-H16増減率		開業率	廃業率
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数		
全県	84,129	682,135	79,842	661,159	▲5.1	▲3.1	4.0	5.9
本地域	7,784	54,946	7,299	52,064	▲6.2	▲5.2	3.6	8.0

資料:事業所・企業統計調査

3 熊本県八代地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域の拠点であり、県下第二の都市である八代市を擁する八代地域は、かつては県下随一の産業集積度を誇り農業も高い生産性を示してきたが、昨今の産業構造の変化や外国産品との競争等の環境変化への対応が求められている。平成16年の事業所・企業統計調査によると、本地域内の事業所、従業員の減少率はともに県平均を大きく上回り、企業誘致や新事業の創出、地域内企業が求める人材の確保等、新たな雇用機会を創出することが重要である。

本地域においては、平成17年度までは増加傾向にあった新規求人数、新規求職者数が、平成18年度にはともに減少に転じ、有効求人倍率も平成18年度は前年度から0.6ポイント低下するなど雇用環境が厳しく、改善傾向にある他の地域との格差が拡大している。

このため、八代港、南九州西回り自動車道や九州縦貫自動車道、さらには九州新幹線新八代駅などの本地域の交通結節点の優位性を生かし、港湾流通拠点、高速流通拠点、流通ストック地点への積極的な企業誘致や物流集積基地の形成を図る。また、県と市町村、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	115人	企業誘致分 32人×1.2×3年→115人
奨励金等による雇用創出	165人	奨励金分 54人×3年→165人
合 計	280人	

参考1 H14～H18の企業誘致による雇用人数が161人で年平均32人であるが、近年の本県の企業誘致動向を踏まえて、1.2倍を目標とする。

参考2 H14～H18の奨励金による雇用増加人数270人で年平均54人。

4 熊本県八代地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

八代港に面する臨海型工業用地等に加え、現在内陸型工業を整備しており、企業誘致を一層推進することにより、雇用の創出と地域の活性化を図る。また、市町による誘致企業への工場設置、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ インフラの整備

八代港における5.5万トン岸壁の整備、南九州西回り自動車道の整備促進、新八代駅周辺の整備等、ハード・ソフト両面から物流インフラの充実を図ることにより、産業の集積を図る。

ハ 観光産業の振興

日奈久温泉(八代市)の活性化、五家荘(八代市)、立神峡(氷川町)における環境学習フィールドの充実、電北公園(氷川町)の整備等、地域の自然、歴史、文化遺産を活用した観光・サービス産業を振興することにより、新たな雇用の創出を図る。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 戦略的企業誘致の推進

これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と地元企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。また、重点5分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)に関連する企業や外資系企業、太陽電池企業等をターゲットに、多角的に企業情報を収集分析し戦略的な誘致活動を展開する。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 技術革新による新事業の創出

情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待される重点5分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)を中心に、(財)熊本テクノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新による新事業の創出を図ることにより、本県経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。

② 事業主への支援

- ・ 地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金
- ・ 地域雇用開発助成金(雇用開発奨励金) 中核人材活用奨励金) 及び地域雇用開発能力開発助成金等の国の助成制度活用を促進すること

め、地域雇用対策推進員を通じて、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② しこといきいき応援ネット(仮称)の制作

団塊世代をはじめとする高齢者やリターン希望者や起業、創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイトを構築する。また子供・若者の勤労観・職業観をはぐくむキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成22年9月末日までとする。

により、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。

- ・ 中小企業労働力確保法に基づく助成金
- ・ 創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に對して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する

ハ 職業能力開発の推進

平成18年度に策定した第8次熊本県職業能力開発計画(計画期間：平成18年度から平成22年度)に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの発展に努め、職業能力の向上を図ることができるよう支援を行うとともに、産業構造の変化に對し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業をリードする人材の確保、育成

「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」「熊本バイオフォレスト構想」「熊本ものづくりフォレスト構想」の3つの構想及び「熊本県自動車関連産業振興戦略」「熊本ソーラー産業振興戦略」に基づく県の産業施策に對して、技術短期大学校、熊本高等技術訓練校等の県立の公共職業能力開発施設における新規卒業者や在職者訓練、離職職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、(独)雇用・能力開発機構や認定職業訓練校と連携し、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに對した職業訓練に取り組む。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進
平成19年3月にキャリア教育に対する産業界や行政の支援策としてとりまとめた『熊本県「人材」育成プロジェクト』に基づき、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」、事業所向けの「キャリア教育マニュアル」の作成等の事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩み等の相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「くまもと若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

ハローワークに熊本県地域雇用対策推進員を配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を実施する。また、県の雇用対策に反映させるた

熊本県公告第 831 号

地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき策定した熊本県水俣・芦北地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第 6 項の規定により、次のように公表する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 熊本県水俣・芦北地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、県の南部に位置し、総面積は 431 km²と県全体の 5.8%を占めている。

人口は、55,384人（平成 17 年国勢調査）と県全体の約 3.0%に過ぎず、人口の集積度が低い。さらに、この 5 年間で 3,877 人（6.5%）の減少となっており、県全体の人口減少率 0.9%と比較しても人口減少幅が大さい。

また、労働力人口は 26,335 人（平成 17 年国勢調査）、うち就業人口は 24,776 人となっている。平成 12 年度からの 5 年間で労働力人口は 1,500 人、就業人口は 2,003 人減少している。

表 1 本地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

	平成 12 年	平成 17 年	H12-H17 増減率
人口	59,261	55,384	▲ 6.5
労働力人口	27,835	26,335	▲ 5.4
うち就業人口	26,779	24,776	▲ 7.5

資料：国勢調査（平成 12・H17 年）

(2) 区域

熊本県水俣・芦北地域の区域は次のとおりとする。
水俣市・芦北町・津奈木町の 1 市 2 町の区域



ており、いずれも基準値を下回っている。

表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	16年度	17年度	18年度	3年間平均
本地域	0.31	0.35	0.40	0.35
全国	0.86	0.98	1.06	0.97
全国(2/3)	0.57	0.65	0.71	0.65

資料:熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	16年度	17年度	18年度	3年間平均
本地域	0.19	0.22	0.29	0.23
全国	0.71	0.84	0.92	0.82
全国(2/3)	0.47	0.56	0.61	0.55

資料:熊本労働局

2 熊本県水俣・芦北地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成17年の国勢調査によると、当該地域の産業別人口の割合は、第1次産業が12.8%(県全体11.5%)、第2次産業が26.7%(県全体22.1%)、第3次産業が60.3%(県全体65.3%)となっており、県全体に比べ、第1次産業、第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口 (単位:人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,095	193,175	570,915
割合(%)	11.5	22.1	65.3
本地域	3,173	6,614	14,945
割合(%)	12.8	26.7	60.3

資料:国勢調査(平成17年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効求人率については、平成18年度で0.40倍と0.50倍に達せず、

(3) 雇用開発促進地域とする理由

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は、熊本県南部に位置し、南端は鹿児島県出水市に、東部は球磨村、鹿児島県大口市に隣接し、八代海に面したリアス式の美しい海岸線や九州山地の起伏に富んだ地形の地理的に連続した地域である。

本地域においては、水俣病を教訓とした環境学習や自然体験型学習など地域資源を生かした水俣・芦北型の観光振興を進めている。

また、第四次水俣・芦北地域の観光振興計画に基づき、南九州西回り自動車道等の高速交通網の整備や風光明媚な海岸線を生かす芦北七浦パークコースト整備に向けて、地域的に一体となった地域づくりに取り組んでいる。

第1次産業においては、環境保全型農業、不知火(デコボン)やサラダたまねぎブランド化の取り組み、不知火海の水産環境の再生、第2次産業においては、チッソ水俣工場における液晶生産の他、循環型社会を形成するための環境関連産業など、新たな産業の誘致・育成に取り組んでいる。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間の一般有効求職者数の労働力人口に対する割合の月平均値は、4.2%であり、全国の労働力人口に対する同期間における全国の一般有効求職者数の月平均値の割合3.4%を上回る。

表2 本地域の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位:人)

	全 国		本 地 域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
16年度	2,332,446	3.6	1,166	4.4
17年度	2,246,811	3.4	1,107	4.2
18年度	2,147,154	3.3	1,090	4.1
平均値		3.4		4.2

※ 労働力人口(平成17年国勢調査) 全国:65,399,685人 本地域:26,335人

資料:熊本労働局

ハ 地域の求人状況

本地域の最近3年間の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率はそれぞれ0.35倍、0.23倍である。地域要件の基準となる、同期間における全国の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率の月平均値の2/3は、0.65倍、0.55倍となっており、いずれも基準値を下回る。

また、本地域の最近1年間の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率を見ると、それぞれ0.40倍、0.29倍である。同期間における全国の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率の月平均値の2/3は、0.71倍、0.61倍となっ

3 熊本県水俣・芦北地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、過疎地域として長期的な経済停滞、人口減少や少子高齢化の進行など、中小企業等をはじめとすると地域経済、雇用を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

平成16年の事業所・企業統計調査によると本地域内の事業所、従業員の減少率はともに大きく県平均を上回っており、企業誘致や新事業の創出、地域内企業が求める人材の確保等、新たな雇用機会を創出することが重要である。

一般有効求人倍率については、ここ3年間で改善傾向にはあるものの、全国平均値及び県平均値と比較すると未だ格差が大きく0.50倍に満たない状況である。

本地域は、熊本都市圏から地理的に遠く、一般国道3号が水俣市まで至る主要幹線であるが、田浦ICまで開通している南九州西回り自動車道については、田浦IC～芦北ICの早期供用を目指して工事中である。高速道路整備の進捗による利便性の向上を企業誘致や既立地企業の業務拡大へとつなげ、新たな雇用を図る。また、県と市町村、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、企業立地を促進する。

また、エコタウンに指定されている水俣市をはじめ、本地域では環境関連産業の集積が進んでおり、先端技術を中心に地域企業の育成を図りながら、環境関連産業の誘致や環境ビジネスの創出に努め、雇用の機会増大を図る。

さらに、水俣病を教訓とした環境学習や自然体験型学習など、地域資源を生かした、地域づくりと一体となった水俣・芦北型の観光を振興することにより、雇用の創出を図る。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	75人	企業誘致分 21人×1.2×3年→75人
奨励金等による雇用創出	55人	奨励金分 19人×3年→55人
合 計	130人	

参考1 H14～H18の企業誘致による雇用人数が107人で年平均21人であるが、近年の本県の企業誘致動向を踏まえて、1.2倍を目標とする。

参考2 H14～H18の奨励金による雇用増加人数93人で年平均19人。

4 熊本県水俣・芦北地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業誘致

全国の平均値(1.06倍)及び県の平均値(0.82倍)と比較しても1/2以下と県内の中でも厳しい状況である。県下に所在するハローワーク9箇所のうち、水俣・芦北地域は、最下位である。

平成18年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、当地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は、30.0%、就職件数は15.7%であり、ともに県平均値を下回っている。

表6 本地域の年齢別有効職業紹介の状況(平成18年度実績)

	計	月間有効求職者数		就職件数	
		うち45歳以上	うち55歳以上	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	人数 26,700	9,716	4,681	1,956	515
	割合 100%	36.3%	17.5%	100%	26.3%
本地域	人数 1,090	328	156	89	14
	割合 100%	30.0%	14.3%	100%	15.7%

※月間有効求職者数：平成18年度の一般有効求職者数の月平均

※就職件数：平成18年度の就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成16年では平成13年と比べ190所減の2,487所となっており、県全体の3.1%である。平成13年から平成16年の3年間の開業率は2.8%に対し廃業率は5.4%で、廃業率の方が上回っている。

また、本地域内の事業所に従事する者の数は平成16年では平成13年と比べ1,008人減の18,113人となっており、県内全体の2.7%である。

表6 本地域の事業所数及び従業者数の推移 (単位：人、%)

	平成13年度		平成16年度		H13-H16増減率		開業率	廃業率
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数		
全県	84,129	682,135	79,842	681,159	▲5.1	▲3.1	4.0	5.9
当該地域	2,677	19,121	2,487	18,113	▲7.1	▲5.3	2.8	5.4

資料：事業所・企業統計調査

収支分析し戦略的な誘致活動を展開する。

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 技術革新による新事業の創出
情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待される重点5分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)を中心に、大学、高等専門学校、企業等及び熊本県産業技術センター、(財)熊本テクノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新による新事業の創出を図ることにより、本県経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。

② 事業主への支援

- ・ 地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金
- ・ 地域雇用開発助成金(雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金)及び地域雇用開発助成金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。
- ・ 中小企業労働力確保法に基づく助成金
創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に対して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する。

ハ 職業能力開発の推進

平成18年度に策定した第8次熊本県職業能力開発計画(計画期間:平成18年度から平成22年度)に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの発展に努め、職業能力の向上を図ることで、産業界の発展に努め、職業構造の変化に対応し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業をリードする人材の確保、育成

「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」「熊本バイオフォレスト構想」「熊本モンダク・フォレスト構想」の3つの構想及び「熊本県自動車関連産業振興戦略」「熊本ソーラー産業振興戦略」に基づく県の産業施策に対応して、技術短期大学校、熊本高等技術訓練校等の県の公共職業能力開発施設における新規学卒者や在職者訓練、離職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、(独)雇用・

水俣市においては、平成13年のエコタウン指定に伴い、水俣産業団地を中心に環境リサイクル関連企業の立地が進んでおり、住民協働の環境モデル都市づくりを基盤に、環境関連産業など新産業の創出を進めるとともに、今後も産学行政連携による研究開発での新たなマーケットの開拓や企業誘致促進に供する土地の賃貸方式などを活用することにより、企業の立地を促進させる。

また、見附地区適地、女島地区工業用地(以上芦北町)、津奈木工業団地(津奈木町)等の地域内の工場用地への企業誘致に積極的に取り組む。

さらに、市町村による誘致企業への工場設置、雇用に対する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ インフラの整備

南九州西回り自動車道の整備を促進するとともに地域内の主要地区とのアークセ道路整備を推進する。

ハ 産業の振興

みなまた環境テクノセンターにおける環境ビジネス関連の研究開発や異業種交流に取り組みながら、企業誘致や地場企業の支援、育成、環境ビジネスの創出を促進し、新たな雇用の促進を図る。

また、環境の視点を切り口として、魅力ある商店街づくりやコミュニティビジネスの振興、本地域の資源や特性を生かしたエコツーリズム、グリーンツーリズムなどを推進する。

ニ 観光・物産の振興

本地域全体を「環境をテーマとしたミュージアム」として位置づけ、教育旅行や自然体験型学習など、地域と一体となった環境学習の基盤づくりを進める。また、恵まれた自然環境や遊具、温泉、美術館などの観光関連施設や歴史的資源を活用し、農林水産業や団体や行政が一体となった観光の振興を図るとともに、地域の特産物等を活用し農林水産業や商業と連携した物産の振興を進める。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 戦略的企業誘致の推進

これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と工場企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。また、重点5分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)に関連する企業や外資系企業、太陽電池企業等をターゲットに、多角的に企業情報を

能力開発機構や認定職業訓練校と連携し、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した職業訓練に取り組む。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進
平成 19 年 3 月にキャリア教育に対する産業界や行政の支援策としてとりまとめた『熊本県「人材」育成プロジェクト』に基づき、インターンシップや職業体験等に協力をを行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」、事業所向けの「キャリア教育マニュアル」の作成等の事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩み相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPO とのパートナーシップにより、「くまもと若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

ハローワークに熊本県地域雇用対策推進員を配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を実施する。また、県の雇用対策に反映させるため、地域雇用対策推進員を通じて、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② しごといきいき応援ネット(仮称)の制作

団塊世代をはじめとする高齢者やUJターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO 活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイトを構築する。また子供・若者の勤労観・職業観をはぐくむキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成 22 年 9 月末日までとする。

熊本県公告第 832 号

地域雇用開発促進法(昭和 62 年法律第 23 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき策定した熊本県球磨地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第 6 項の規定により、次のように公表する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 熊本県球磨地域雇用促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、熊本県の南東部に位置し、総面積は1,538km²と県全体の約21%を占めている。
一方人口は、100,694人(平成17年国勢調査)と県全体の約5.5%に過ぎず、県内の中でも人口の密度が低い地域である。また、この5年間で4,003人(3.8%)減少しており、県全体の人口減少率0.9%と比較しても人口の減少幅が大きい。

また、労働力人口は52,098人(平成17年国勢調査)であり、うち就業人口は49,320人となっている。平成12年からの5年間で、労働力人口で2,219人、就業人口で2,669人減少している。

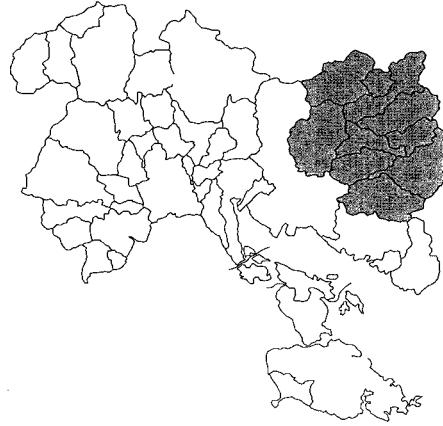
表1 本地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

	平成12年	平成17年	H12-H17増減率
人口	104,697	100,694	▲3.8
労働力人口	54,317	52,098	▲4.1
うち就業人口	51,989	49,320	▲5.1

資料：国勢調査(平成12・17年)

(2) 区域

熊本県球磨地域の区域は次のとおりとする。
人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の1市9町村の区域



-1-

(3) 雇用開発促進地域とする理由

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は、日本三大急流の球磨川や人吉温泉などに代表される豊富な自然を有し、相良700年の歴史・文化に培われた独特の文化圏を有する地理的に連続した地域である。

本地域では、本県の約27%を占める森林資源を有効かつ持続的に利用するために、森林の多面的な機能を見据えた林業再生のための拠点施設の整備や林業と木材産業の一体的な活性化、森林空間、景観などを最大限に活用した総合的な「森林の郷」づくりを展開している。

観光面では、数多くの文化遺産や豊かな自然資源を生かした観光ルートの開発や人吉球磨の魅力ある温泉地づくり、豊かな農林資源を生かしたスローライフ体験型のグリーンツーリズムの推進、地場産業である球磨焼酎の振興を図るため球磨焼酎のブランドイメージ向上に球磨地方一帯となった広域的な取り組みを行っている。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間における一般有効求職者数の労働力人口に対する割合の月平均値は、3.9%であり、全国の労働力人口に対する同期間における全国の一般有効求職者数の月平均値の割合3.4%を上回るが、平成17年度、平成18年度と2年連続して前年度を下回っている。

表2 本地域の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値) (単位：人、%)

	全 国		本 地 域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
16年度	2,332,446	3.6	2,159	4.1
17年度	2,246,811	3.4	2,094	4.0
18年度	2,147,154	3.3	1,941	3.7
平均値		3.4		3.9

※ 労働力人口(平成17年国勢調査) 全国：65,399,685人 当該地域：52,098人
資料：熊本労働局

ハ 地域の求人状況

本地域の最近3年間の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率はそれぞれ0.43倍、0.35倍である。地域要件の基準となる、同期間における全国の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率の月平均値の2/3は、0.65倍、0.55倍となっており、いずれも基準値を下回る。
また、本地域の最近1年間の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率を見ると、それぞれ0.44倍、0.38倍である。同期間における全国の一般有効求人倍

率及び常用有効求人倍率の月平均値の2/3は、0.71倍、0.61倍となっており、いずれも基準値を下回っている。

表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	16年度	17年度	18年度	3年間平均
本地域	0.39	0.45	0.44	0.43
全国	0.86	0.98	1.06	0.97
全国(2/3)	0.57	0.65	0.71	0.65

資料:熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値) (単位:倍)

	16年度	17年度	18年度	3年間平均
本地域	0.29	0.39	0.38	0.35
全国	0.71	0.84	0.92	0.82
全国(2/3)	0.47	0.56	0.61	0.55

資料:熊本労働局

2 熊本県球磨地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成17年の国勢調査によると、当地域の産業別人口の割合は、第1次産業が17.8%(県全体11.5%)、第2次産業が25.1%(県全体22.1%)、第3次産業が57.0%(県全体65.3%)となっており、県全体に比べ、第1次産業、第2次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口 (単位:人)

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,095	193,175	570,915
割合(%)	11.5	22.1	65.3
本地域	8,803	12,367	28,105
割合(%)	17.8	25.1	57.0

資料:国勢調査(平成17年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効倍率については、平成16年度の0.39倍から平成17年度には0.45倍と上昇したが、平成18年度にはわずかながら低下しており、全国の平均値(1.06倍)及び県の平均値(0.82倍)と比較して低位にあり、格差は拡大している。県下に所在するハローワーク9箇所のうち、球磨地域は、7番目に位置する。

平成18年度の学卒及びびパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は、29.5%であり、全県平均値の36.3パーセントを下回っている。

表6 本地域の年齢別有効職業紹介の状況(平成18年度実績)

	月間有効求職者数			就職件数		
	計	うち45歳以上	うち55歳以上	計	うち45歳以上	うち55歳以上
県全体	26,700	9,716	4,681	1,956	515	185
	割合	36.3%	17.5%	100%	26.3%	9.5%
本地域	1,941	572	250	198	34	8
	割合	29.5%	12.9%	100%	17.2%	4.0%

※月間有効求職者数:平成18年度の一般有効求職者の月平均

※就職件数:平成18年度の就職数の計

資料:熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成16年では平成13年と比べ228所減の4,864所となっており、県全体の6.1%である。平成13年から平成16年の3年間の開業率は3.4%に対し廃業率は5.1%で、廃業率の方が上回っている。

また、本地域内に従事する者の数は平成16年では平成13年と比べ1,696人減の35,772人となっており、県内全体の5.4%である。

表7 本地域の事業所数及び従業者数の推移 (単位:人、箇所、%)

	平成13年		平成16年		H13-H16増減率		開業率	廃業率
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数		
県全体	84,129	682,135	79,842	661,159	▲5.1	▲3.1	4.0	5.9
本地域	5,092	37,468	4,864	35,772	▲4.5	▲4.5	3.4	5.1

資料:事業所・企業統計調査

3 熊本県球磨地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域の雇用情勢は、依然として厳しい状況が続いており、平成18年度における一般有効求人倍率、常用有効求人倍率はともに前年度を下回った。この要因のひとつとして、新規求人に対する前年度比で大幅な減少となり、業種別で見ると飲食店・宿泊業を除くほぼ全産業で減少し、特に製造業、卸・小売業、サービス業において大幅な減少となった。また、建設業においては、公共工事の減少等、事務所閉鎖や人員整理による影響も大きい。さらに、県内では企業の立地が好調に推移している反面、本地域への立地はなく、新規の雇用創出に結びついていない。

高速度交通網としては、九州縦貫自動車道により人吉市と熊本市が連結されているが、企業の立地には結びついておらず、域内の交通基盤、工業用地等のインフラを整備し、利便性を高めることにより企業に対する立地のインセンティブを高める。また、県と市町村、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

また、本地域では、豊かな地域資源を活かしたグリーンツーリズム、地域の特産品である球磨焼酎の振興・ブランドイメージ化を広域的に推進しており、これらの産業に携わる人材の育成や起業家支援等の事業を行うことにより、地場産業を振興し、新たな雇用に結びつけていく。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種 別	雇用開発目標	備 考
企業誘致による雇用創出	50人	企業誘致分 50人(天草地域と同数)
奨励金等による雇用創出	110人	奨励金分 37人×3年→110人
合 計	160人	

参考1 H14～H18の企業誘致による雇用人数が0人で年平均0人であるが、近年の本県の企業誘致動向を踏まえて、天草地域と同数を目標とする。

参考2 H14～H18の奨励金による雇用増加人数187人で年平均37人。

4 熊本県球磨地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 企業の誘致

梢山工業団地(人吉市)、西の迫工業団地(あさぎり町)をはじめとする域内の工業用地のPR活動や市町村による誘致企業への工場設置、雇用に對する優遇措置等を講ずることにより企業の立地を促進する。

ロ インフラの整備

九州縦貫自動車道人吉インターチェンジとの域内のアクセスを強化するとともに、本地域の重要な交通機関である軌道(JR肥薩線、くま川鉄道)の利用促進に向け、新幹線との運動体制強化、観光路線としての魅力強化に向けた取り組みを進める。

ハ 産業の振興

本地域の豊かな地域資源を活かした広域連携によるグリーンツーリズムを推進し、都市と農村の交流促進による新たなビジネス展開することにより、農林業の活性化を図る。特に、球磨焼酎を地域の重要なブランドと位置づけ、地理的表示の産地指定を受けた「世界の銘酒」として球磨焼酎のブランドイメージ強化に取り組みるとともに、国内外への販路拡大及び焼酎を核とした産業集積の促進に取り組み、地域産業全体の活性化を図る。

また、地域内の数多くの文化遺産や豊かな自然資源を活かした観光ルートや新たな観光資源の開発に取り組みるとともに、人吉温泉の魅力向上などの取り組みにより観光・サービス産業を振興することにより、新たな雇用の創出を図る。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 戦略的企業誘致の推進

これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と地場企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。また、重点分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)に関連する企業や外資系企業、太陽電池企業等をターゲットに、多角的に企業情報を収集分析し戦略的な誘致活動を展開する。企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて支給する企業立地促進助成金制度を活用し、企業の立地を促進する。

ロ 新たな雇用機会の開発の促進

① 技術革新による新事業の創出

情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待される重点分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)を中心に、大学、高等専門学校、企業等及び熊本県産業技術センター、(財)熊本テクノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新に

し、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

- ① 熊本県地域雇用対策推進員の配置
ハローワークに熊本県地域雇用対策推進員を配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を実施する。また、県の雇用対策に反映させるため、地域雇用対策推進員を通じて、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。
- ② しごといきいき応援ネット(仮称)の制作
団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイトを構築する。また子供・若者の勤労観・職業観をはぐむキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村及び人吉球磨雇用対策協議会等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成22年9月末日までとする。

よる新事業の創出を図ることにより、本県経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。

② 事業主への支援

- ・地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金
地域雇用開発助成金(雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金)及び地域雇用開発能力開発助成金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。
- ・中小企業労働力確保法に基づく助成金
創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に対して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する。

ハ 職業能力開発の推進

平成18年度に策定した第8次熊本県職業能力開発計画(計画期間:平成18年度から平成22年度)に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの発展に努め、職業能力の向上を図ることができよう支援を行うとともに、産業構造の変化に対応し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

① 地域産業をリードする人材の確保、育成

「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」「熊本バイオフォレスト構想」「熊本ものづくりフォレスト構想」の3つの構想及び「熊本県自動車関連産業振興戦略」「熊本ソーラー産業振興戦略」に基づく県の産業施策に対応して、技術短期大学、熊本高等技術訓練校等の県の公共職業能力開発施設における新規卒業者や在職者訓練、離職職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、(独)雇用・能力開発機構や認定職業訓練校と連携し、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した職業訓練に取り組む。

② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進
平成19年3月にキャリア教育に対する産業界や行政の支援策としてとりまとめた『熊本県「人材」育成プロジェクト』に基づき、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」、事業所向けの「キャリア教育マニュアル」の作成等の事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩みや相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「くまもと若者サポートステーション」を中核機関と

熊本県公告第 833 号

地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき策定した熊本県天草地域雇用開発計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第 6 項の規定により、次のように公表する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 熊本県天草地域雇用開発促進地域の区域

(1) 地域の概要

本地域は、熊本県の南西部に位置し、総面積は 876 km²と県全体の 11.8% を占め、その 66.6% が山林で、耕地はわずか 9.6% にすぎない。人口は、137,902 人（平成 17 年国勢調査）で、この 5 年間で 9,755 人（6.6%）の減少となっており、県全体の人口減少率 0.9% と比較しても人口の減少が顕著である。

労働力人口は 65,911 人（平成 17 年国勢調査）であり、うち就業人口は 61,717 人、717 人となっている。平成 12 年からの 5 年間で労働力人口は 3,744 人、就業人口は 4,961 人減少している。

表 1 当該地域の人口及び労働力人口の推移 (単位：人、%)

	平成 12 年	平成 17 年	H12-H17 増減率
人口	147,657	137,902	▲6.6
労働力人口	69,655	65,911	▲5.4
うち就業人口	66,678	61,717	▲7.4

資料：国勢調査(平成 12・17 年)

(2) 区域

熊本県天草地域の区域は次のとおりとする。
天草市、上天草市、葦北町の 2 市 1 町の区域



表3 本地域の最近3年間の一般有効求人倍率(月平均値)(単位:倍)

	16年度	17年度	18年度	3年間平均
本地域	0.30	0.40	0.42	0.37
全国	0.86	0.98	1.06	0.97
全国(2/3)	0.57	0.65	0.71	0.65

資料:熊本労働局

表4 本地域の最近3年間の常用有効求人倍率(月平均値)(単位:倍)

	16年度	17年度	18年度	3年間平均
本地域	0.20	0.27	0.28	0.25
全国	0.71	0.84	0.92	0.82
全国(2/3)	0.47	0.56	0.61	0.55

資料:熊本労働局

2 熊本県天草地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

(1) 就業構造

平成17年の国勢調査によると、本地域の産業別人口の割合は、第1次産業が16.1%(県全体11.5%)、第2次産業が20.8%(県全体22.1%)、第3次産業が63.0%(県全体65.3%)となっており、県全体に比べ、第1次産業の比率が高く、第2次産業、第3次産業の比率が低い。

表5 本地域の産業別人口

	第1次	第2次	第3次
県全体	100,085	193,175	570,915
割合(%)	11.5	22.1	65.3
本地域	9,958	12,822	38,857
割合(%)	16.1	20.8	63.0

資料:国勢調査(平成17年)

(2) 一般職業紹介の状況

一般有効倍率については、平成16年度の0.30倍から平成18年度には0.42倍と上昇してはいるものの、全国の平均値(1.06倍)及び県の平均値(0.82倍)と比較すると依然厳しい状況にあり、改善の速度も鈍い。県下に所在するハローワーク9箇所のうち、天草地域は、8番目に位置する。

(3) 雇用開発促進地域とする理由

イ 自然的経済的社会的条件

本地域は、天草上島・下島の本島とその周辺に散在する100余の島々からなる地域である。本島の東及び南北側は、瀬戸内海の海岸美を呈し、西側は外洋性の雄大な景勝地が多く雲仙天草国立公園にも指定されており、また、殉教史で知られるキリシタン文化や海中公園等豊富な観光資源にも恵まれている。

本島は、天草五橋で結ばれ、天草市と熊本市を結ぶ地域高規格道路「熊本天草幹線道路」の整備が進んでいる。また、天草地域あげて観光産業に力を入れており、「天草はひとつ」の認識に立ちながら、天草地域の一体的で効果的な取組を進めるため、広域・連携による取組が行われており、地域的な一体的な強い地域である。

ロ 地域の求職者の状況

本地域の最近3年間に一般有効求職者数の労働力人口に対する割合の月平均値は、3.9%であり、全国の労働力人口に対する同期間における全国の一般有効求職者数の月平均値の割合3.4%を上回る。

表2 本地域の最近3年間の一般有効求職者数(月平均値)(単位:人、%)

	全 国		本 地 域	
	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合	一般有効求職者数	労働力人口に対する割合
16年度	2,332,446	3.6	2,829	4.3
17年度	2,246,811	3.4	2,454	3.7
18年度	2,147,154	3.3	2,466	3.7
平均値		3.4		3.9

※ 労働力人口(平成17年国勢調査) 全国:65,399,685人 本地域:65,911人

資料:熊本労働局

ハ 地域の求人者の状況

本地域の最近3年間の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率はそれぞれ0.37倍、0.25倍である。地域要件の基準となる、同期間における全国の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率の月平均値の2/3は、0.65倍、0.55倍となっており、いずれも基準値を下回る。また、本地域の最近1年間の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率を見ると、それぞれ0.42倍、0.28倍である。同期間における全国の一般有効求人倍率及び常用有効求人倍率の月平均値の2/3は、0.71倍、0.61倍となっており、いずれも基準値を大幅に下回っている。

3 熊本県天草地域の地域雇用開発の目標に関する事項

本地域は、小規模零細事業所が多く、新規卒卒等の若年者も管外又は県外に就職する傾向にあり、過疎化・高齢化が進み、地域の経済活力が低下している。

平成16年の事業所・企業統計調査によると本地域内の事業所、従業員ともに減少しており、特に従業員数の減少率は県平均を大きく上回り、零細化がさらに進んでいる。さらに、県内では企業の立地が好調に推移している反面、本地域への大型の立地はなく、新規の雇用創出に結びついていない。

有効求人倍率については、ここ3年間で改善傾向にはあるものの、平成18年の月平均値が0.42倍と0.50倍に満たず、全国平均値及び県平均値と比較すると未だ格差が大きく、むしろ拡大する傾向にある。

本地域は、地理的に熊本都市圏から遠く、交通基盤整備の遅れが経済の停滞、人口の流出の大きな要因となっている。そのため、地域高規格道路「熊本天草幹線道路」等の交通基盤の整備を促進し、熊本都市圏とのアクセスを強化するとともに域内のアクセス向上を図ることにより、物流機能の拡大、利便性の向上を図る。また、企業誘致に当たっては、県と市町、ハローワークと連携し一体となった誘致活動を行うことにより、誘致の効果を高め、企業の立地を促進し、新たな雇用の創出を図る。

また、本地域のリーディング産業を観光産業と位置づけ、雲仙天草国立公園の雄大な自然資源をはじめ、恵まれた観光資源を生かした交流拠点施設の整備、体験型の観光への取り組み等を通じて観光産業を振興し、新たな雇用を創出する。

これらにより、下表のとおり、地域内の雇用開発人数を確保することを目標とする。

(計画期間中の雇用開発の目標)

種別	雇用開発目標	備考
企業誘致による雇用創出	50人	企業誘致分 14人×1.2×3年→50人
奨励金等による雇用創出	140人	奨励金分 47人×3年→140人
合計	190人	

参考1 H14～H18の企業誘致による雇用人数が71人で年平均14人であるが、近年の本県の企業誘致動向を踏まえて、1.2倍を目標とする。

参考2 H14～H18の奨励金による雇用増加人数236人で年平均47人。

4 熊本県天草地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

- 1 企業誘致
 - 天草市では、進出企業に対する奨励措置や便宜供与の提供により企業誘致を

平成18年度の学卒及びパートを除く年齢別一般職業紹介状況を見ると、当地域の月間有効求職者数に占める45歳以上の割合は、34.0%、就職件数は16.5%であり、ともに県平均値を下回っている。

表6 本地域の年齢別有効職業紹介の状況(平成18年度実績)

	月間有効求職者数		就職件数	
	計	うち45歳以上	計	うち55歳以上
県全体	人数 26,700	9,716	4,681	1,956
	割合 100%	36.3%	17.5%	100%
本地域	人数 2,466	840	376	230
	割合 100%	34.0%	15.2%	100%

※月間有効求職者数：平成18年度の一般有効求職者数の月平均

※就職件数：平成18年度の就職数の計

資料：熊本労働局

(3) 事業所の状況

本地域における事業所数は減少しており、平成16年では平成13年と比べ410所減の8,159所となっており、県全体の10.2%である。平成13年から平成16年の3年間の開業率は2.9%に対し廃業率は4.7%で、廃業の方が上回っている。

また、本地域内に従事する者の数は平成16年では平成13年と比べ3.2、31人減の46,967人となっており、県内全体の7.1%である。

表7 本地域の事業所数及び従業者数の推移 (単位：人、%)

	平成13年度		平成16年度		H13～H16増減率		開業率	廃業率
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数		
全県	84,129	682,135	79,842	661,159	▲5.1	▲3.1	4.0	5.9
本地域	8,569	50,198	8,159	46,967	▲4.8	▲6.4	2.9	4.7

資料：事業所・企業統計調査

② 企業立地促進補助金

県内に工場又は研究所を新設・増設する企業に対して、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて交付する熊本県企業立地促進補助金を活用し、企業の立地を促進する。

口 新たな雇用機会の開発の促進

- ① 技術革新による新事業の創出
 - ・ 情報提供、経営診断・助言、金融支援、技術開発支援等、中小企業等の経営革新や起業化に対する総合的な施策を展開するとともに、成長が期待される重点5分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)を中心に、大学、高等専門学校、企業等及び熊本県産業技術センター、(財)熊本テクノ産業財団等の技術支援機関が連携し、技術革新による新事業の創出を図ることにより、本県経済力の潜在的な可能性を掘り起こし、雇用の場を創出する。
- ② 事業主への支援
 - ・ 地域雇用開発助成金、キャリア形成促進助成金
 - ・ 地域雇用開発助成金(雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金)及び地域雇用開発能力開発助成金等の国の助成制度活用を促進することにより、企業の雇用や人材育成へのインセンティブを高め、新たな雇用機会の開発を促進する。
 - ・ 中小企業労働力確保法に基づく助成金
 - ・ 創業、新分野進出等に伴い新たな雇用を創出する中小企業の事業主に対して、中小企業労働力確保法に基づく助成金の活用を支援する。

ハ 職業能力開発の推進

平成18年度に策定した第8次熊本県職業能力開発計画(計画期間:平成18年度から平成22年度)に基づき、労働者一人ひとりが主体的に職業キャリアの発展に努め、職業能力の向上を図ることができるよう支援を行うとともに、産業構造の変化に対応し県の産業基盤を支える人材の育成・確保を推進する。

- ① 地域産業をリードする人材の確保、育成
 - ・ 「熊本セミコンダクタ・フォレスト構想」「熊本バイオフォレスト構想」「熊本ものづくりフォレスト構想」の3つの構想及び「熊本県自動車関連産業振興戦略」「熊本ソーラー産業振興戦略」に基づく県の産業施策に対応して、技術短期大学校、熊本高等技術訓練校等の県立の公共職業能力開発施設における新規卒業者や在職者訓練、離転職者訓練、障害者訓練及び若年者訓練を実施するとともに、(独)雇用・能力開発機構や認定職業訓練校と連携し、地域産業の人材ニーズや職

推進し、産業振興と雇用機会拡大に努める。

上天草市では、市民所得及び就業機会を10年間で10%向上を目指し、「10年間で30社500人の新規雇用を目標に企業誘致を行う」事を達成するため、進出企業に対する優遇措置とトップセールスによる誘致活動を推進する。幸北町では、大消費地から遠隔地にあるため流通コストがかさむ等の同町の置かれた状況を踏まえ、繊維・水産加工・陶石を利用した業種等の限られた業種を対象に企業誘致を行う。

ロ インフラの整備

- ① 熊本天草幹線道路の整備
 - ・ 熊本市と天草市を結ぶ地域高規格道路「熊本天草幹線道路」の整備を推進する。
- ② 天草空港の利用促進
 - ・ 福岡や松山における天草空港・天草エアラインの認知度の向上を図るとともに、天草空港利用促進協議会が中心となって観光客を主たるターゲットとした天草地域へのインバウンド(入り込み)利用者の誘致を図ることにより、天草空港の利用を促進する。
 - ・ 地域内離島間のアクセス向上
 - ・ 天草市御所浦町の横浦島と御所浦島を結ぶ第二架橋の整備を推進する。

ハ 観光産業の振興

本地域のリーディング産業を観光産業と位置づけ、観光の基盤となる一次産業と連携を取りながら、キラントンの歴史・文化など天草の地域資源を生かした体験型の観光振興に取り組み、また、複合マリンプロジェクト等マリナレジャー施設の利用促進を図るとともに、農業とふれあう体験交流拠点として羊角湾周辺整備を推進することにより交流拠点機能を高める。

(2) 地域雇用開発の促進に資する県の取組

イ 企業誘致の促進

① 戦略的企業誘致の推進

これまで集積度が高く、今後も成長が望める半導体関連及び自動車関連企業に対し、戦略的な誘致活動を展開するとともに、誘致企業と地元企業との技術協力や生産連携を推進し、地域経済を活性化させるなど、県内外の民間活力導入により新たな雇用の場を創出する。また、重点5分野(新製造技術、情報通信、バイオ、環境、医療・福祉)に関連する企業や外資系企業、太陽電池企業等をターゲットに、多角的に企業情報を収集分析し戦略的な誘致活動を展開する。

業訓練ニーズに対応した職業訓練に取り組む。

- ② 産業界・教育界・行政のパートナーシップによるキャリア教育の推進
平成19年3月にキャリア教育に対する産業界や行政の支援策としてとりまとめた『熊本県「人材」育成プロジェクト』に基づき、インターンシップや職業体験等に協力を行う事業所を募集、登録する「キャリア教育応援団」、事業所向けの「キャリア教育マニュアル」の作成等の事業に取り組む。

また、ジョブカフェくまもとにおいて、若年者の就業に関する悩み
の相談、職業能力開発に関する相談や訓練に関する情報提供、職業紹介等、相談から就職まで連続したワンストップサービス機能の充実を図り、若年者の就職キャリアを支援する。

さらに、若年無業者の自立を支援するため、NPOとのパートナーシップにより、「くまもと若者サポートステーション」を中核機関とし、他の支援機関と連携を図りながら包括的な支援を行う。

二 情報提供及び情報収集

① 熊本県地域雇用対策推進員の配置

ハローワークに熊本県地域雇用対策推進員を配置し、雇用対策に関する各種施策の周知徹底を実施する。また、県の雇用対策に反映させるため、地域雇用対策推進員を通じて、地域の雇用状況や企業の動向等の情報収集を行う。

② しごといきいき応援ネット(仮称)の制作

団塊世代をはじめとする高齢者やUターン希望者を対象に、起業・創業、雇用、NPO活動ボランティア、就農等の関連情報の一元化を図るとともに、高齢者と就労の場をつなぐマッチングサイトを構築する。また子供・若者の勤労観・職業観をはぐくむキャリア教育について、協力事業所等に関するデータベースの構築を行うとともに、キャリア教育に関連する情報の一元化を図る。

ホ 関係機関との連携

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向の反映に努める。

5 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成22年9月末日までとする。

熊本県公告第 834 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) ニコニコ堂帯山店（熊本市三郎一丁目 1-3）
 - (2) ニコニコ堂楠店（熊本市龍田八丁目 15-75）
 - (3) ニコニコ堂日吉店（熊本市日吉一丁目 8-21）
 - (4) ニコニコ堂八代店（熊本市本野町字西道善寺 2301-1）
 - (5) ニコニコ堂横手店（八代市横手町源代 1152）
 - (6) ニコニコ堂人吉店（日吉市上薩摩瀬町園田 880）
 - (7) ニコニコ堂東山鹿店（山鹿市古閑十三部 1006-5）
 - (8) ニコニコ堂山鹿店（山鹿市熊入町字西田 172-1）
 - (9) ニコニコ堂牛深店（天草市牛深町大池田 1545-5）
 - (10) ニコニコ堂松島店（上天草市松島町合津 7915-21）
 - (11) ニコニコ堂三角店（宇城市三角町三角浦 1159-127）
 - (12) ニコニコ堂多良木店（球磨郡多良木町大字多良木 1385-2）
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者（株式会社ゆうあいマート）の代表者の氏名（ニコニコ堂楠店、ニコニコ堂三角店及びニコニコ堂多良木店を除く。）
 変更前 代表取締役 下敷領 透
 変更後 代表取締役 松本 淳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者（株式会社ゆうあいマート）の代表者の氏名
 変更前 代表取締役 下敷領 透
 変更後 代表取締役 松本 淳
- 3 変更の年月日
平成 19 年 8 月 31 日
- 4 変更する理由
代表取締役交代のため
- 5 届出年月日
平成 19 年 9 月 18 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - ア ニコニコ堂帯山店、楠店、日吉店
熊本県商工観光労働部商工政策課
 - イ ニコニコ堂八代店、横手店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
 - ウ ニコニコ堂人吉店、多良木店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
 - エ ニコニコ堂東山鹿店、山鹿店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
 - オ ニコニコ堂牛深店、松島店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
 - カ ニコニコ堂八三角店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
 - (2) 縦覧期間
平成 19 年 10 月 12 日から平成 20 年 2 月 12 日まで

熊本県公告第 835 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ミスターマックス熊本インター店
熊本市長嶺町 334-1 ほか
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
廃止前 2,499 平方メートル
廃止後 0 平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一千平方メートル以下となる日
平成 18 年 2 月 13 日
- 4 廃止する理由
閉店のため

- 5 届出年月日
平成 19 年 9 月 27 日

熊本県公告第 836 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 19 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字西久保 999 番 1 及び同 999 番 9
1,166.44 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字広崎 892 番地 1
守田輝矢

登載依頼**検討委員会公告第 2 号**

第 3 回「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針」検討委員会を次のとおり開催する。
なお、当委員会の傍聴手続きは、次のとおり。
平成 19 年 10 月 12 日

「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針」検討委員会
委員長 古 川 紀美子

- 1 開催日時
平成 19 年 11 月 2 日（金）
午後 1 時から午後 3 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 8 階 801 会議室
- 3 議題
熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（案）について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境生活部交通・くらし安全課くらし安全班
(電話 096-333-2293)

熊本県教育委員会公告第 14 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 19 年 10 月 12 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
県立学校の校務情報化実施計画策定業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり。
 - (3) 委託期間
平成 19 年 11 月 1 日から平成 19 年 12 月 28 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、県立学校の校務情報化実施計画策定業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として業務委託等（17）情報処理業務（①情報システム全般の設計、開発、維持管理）に登録された者であること。
- (2) 過去5年以内に、仕様書に記載している業務内容と類似した実施計画策定業務又は学校業務に関する処理システムの開発を国又は地方公共団体から受注した実績があること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 5の（4）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成19年10月12日（金）から平成19年10月19日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
4に記載のとおり
- (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 結果の通知
競争入札参加資格確認の結果は、文書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2674（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成19年10月12日（金）から平成19年10月24日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成19年10月16日（火） 午前11時
イ 場所 熊本県庁行政棟新館7階教育委員会室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年10月25日（木） 午後2時
イ 場所 熊本県庁行政棟新館7階教育庁会議室
- (5) 入札書の提出方法
5の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成19年10月24日（水）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

- に限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県産業教育審議会公告第 1 号

平成 19 年度第 1 回熊本県産業教育審議会を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県産業教育審議会

- 1 開催日時
平成 19 年 10 月 18 日（木）
午前 10 時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県庁本館 5 階審議会室
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号（電話 096-333-2683）
- 3 議題
 - (1) 開会 10：00
ア 県教育委員会あいさつ
イ 会長あいさつ
ウ 委員紹介
 - (2) 協議 10：15～12：00
諮問テーマ
「専門高校における職業人としての自覚と誇りを持つ教育の推進について
－ 勤労の尊さを考える －」
ア 諮問内容及び資料の説明
(ア) 第 1 回審議会の概要等
(イ) 答申の素案
イ 専門委員について
 - (3) 閉会 12：00

- 4 傍聴人の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分まで会場入口において行い、事務局長（熊本県教育庁高校教育課長）が認めたらうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができます。
 - (2) 受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県産業教育審議会事務局（熊本県教育庁高校教育課産業教育指導係）
（電話 096-333-2683）

熊本県公安委員会告示第 14 号

平成 6 年 10 月 28 日熊本県公安委員会告示第 12 号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）の一部を次のように改正し、平成 19 年 10 月 12 日から施行する。

平成 19 年 10 月 12 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1 の表大津警察署合志菊陽交番の項中「菊陽町」の次に「光の森一丁目、光の森二丁目、光の森三丁目、光の森四丁目、光の森五丁目、光の森六丁目、光の森七丁目、」を加える。

正 誤

平成 19 年 8 月 22 日付け熊本県公報第 11590 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
7	59	熊本県公告第 695 号の 2	熊本県公告第 696 号

